

一般廃棄物処理基本計画（案）

平成 1 8 年 3 月

塩谷広域行政組合

目 次

第1章 計画策定における基本的考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画対象区域	4
4. 計画目標年次	4
第2章 ごみ処理の現状と課題	5
第1節 組合の現況	5
1. 人口	5
2. 世帯数	6
第2節 ごみ処理の現状	7
1. ごみ処理体系	7
2. ごみの分別と収集方法	8
3. ごみの排出状況	11
4. ごみの減量化・資源化の状況	19
5. 中間処理状況	22
6. 最終処分状況	27
7. ごみ処理費用	28
第3節 ごみ処理の課題	29
1. ごみの排出抑制	29
2. ごみの資源化	29
3. ごみの収集・運搬	29
4. 中間処理施設（焼却施設・粗大ごみ処理施設等）	29
5. 最終処分場	30
第3章 ごみ処理基本計画	31
第1節 計画の基本方針	31
1. 循環型社会形成に向けた基本原則	31
2. ごみ処理の基本方針	32
第2節 減量化・資源化の目標	34

1 .	ごみ排出量の削減目標	35
2 .	資源化率 ^{注3)} の目標	35
3 .	最終処分量の削減目標	35
4 .	将来ごみ量	36
第3節	排出抑制計画	39
1 .	排出抑制の目標	39
2 .	排出抑制・再資源化の方法	39
第4節	資源化計画	42
1 .	資源化の目標	42
2 .	資源化の方法	42
第5節	収集・運搬計画	44
1 .	収集・運搬の目標	44
2 .	収集・運搬の方法	44
3 .	重点施策の展開	45
第6節	中間処理計画	46
1 .	中間処理の目標	46
2 .	中間処理の方法	46
第7節	最終処分計画	48
1 .	最終処分の目標	48
2 .	最終処分の方法	48
3 .	最終処分量削減に向けた取り組み	48
第8節	関連施策	49
1 .	危機管理体制の整備	49
2 .	不法投棄対策	49
3 .	適正処理困難物の処理	49
第9節	計画の推進	50
1 .	住民・事業者・行政の連携	50
2 .	計画の進行管理	51

第1章 計画策定における基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）は、廃棄物の排出の抑制および発生から最終処分に至るまでの廃棄物の適正な処理、また「循環型社会」の構築を目指して、計画的に廃棄物処理を推進するための基本方針となるものです。

塩谷広域行政組合（以下「本組合」といいます。）では、「廃棄物処理法」^{注1}に基づき、本計画を策定し、おおむね5年ごとに計画の見直しを行いながら、廃棄物処理について長期的・総合的視点に立った諸施策を立案し、計画的に廃棄物処理を行ってきました。

現在、廃棄物処理は、ダイオキシン類問題や世界的な環境意識の高まりを背景に、適正な処理・処分はもちろんのこと、ごみの発生・排出抑制や再使用・再利用を重視する方向に移行しています。国では、ダイオキシン類対策を推進し、循環型社会の構築を推進するため、廃棄物の減量化の目標量^{注2}を示すとともに、廃棄物やリサイクルに関連する法律^{注3}を整備しています。

このように、廃棄物を取り巻く情勢が常に変化していること、本組合が前回策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成12年度）から概ね5年が経過していることに伴い、本計画の見直し策定を行うものです。

注1 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出抑制や適正な処理により、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的に、昭和45年に制定されたごみ処理を進めるための法律です。

注2 廃棄物の減量化の目標量

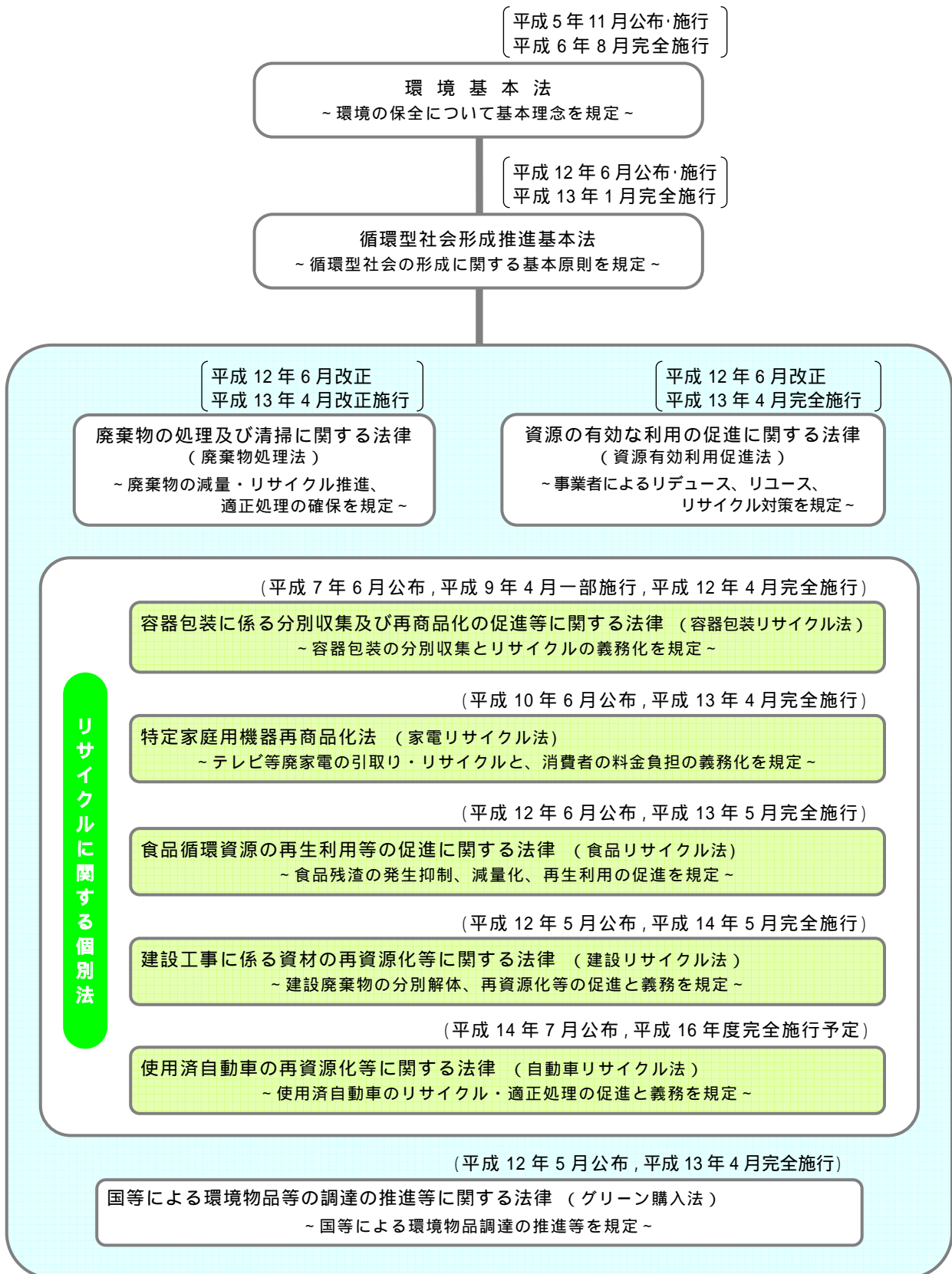
平成11年9月にダイオキシン類の対策の推進を目的に閣議決定されたもので、平成22年度を目標年度に、一般廃棄物については排出量を5%削減、リサイクル率を24%に、最終処分量を50%削減などが設定されました。

平成13年5月に環境省から発表された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成17年5月改正）にも同内容が示されています。

注3 廃棄物処理やリサイクルに係る法律（廃棄物・リサイクル関連法）

既制定の容器包装リサイクル法や家電リサイクル法に加え、循環型社会の構築を目的として循環型社会形成推進基本法などが整備されました。

廃棄物・リサイクル関連法整備状況



2. 計画の位置づけ

本計画は、総合的な廃棄物処理を進めるため、廃棄物に関する国・県の計画と関連して策定するものです。また、本組合構成市町の一般廃棄物処理基本計画等の個別計画と整合を図りながら、ごみ減量・リサイクルを中心とした循環型社会の構築を目指し、ごみおよび生活排水の適正処理、今後の施設整備の方向づけ等、長期的・計画的に廃棄物処理施策を推進するための基本方針となるものです。

また、本計画は、一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とした計画です。本計画では、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画のそれぞれを策定します。

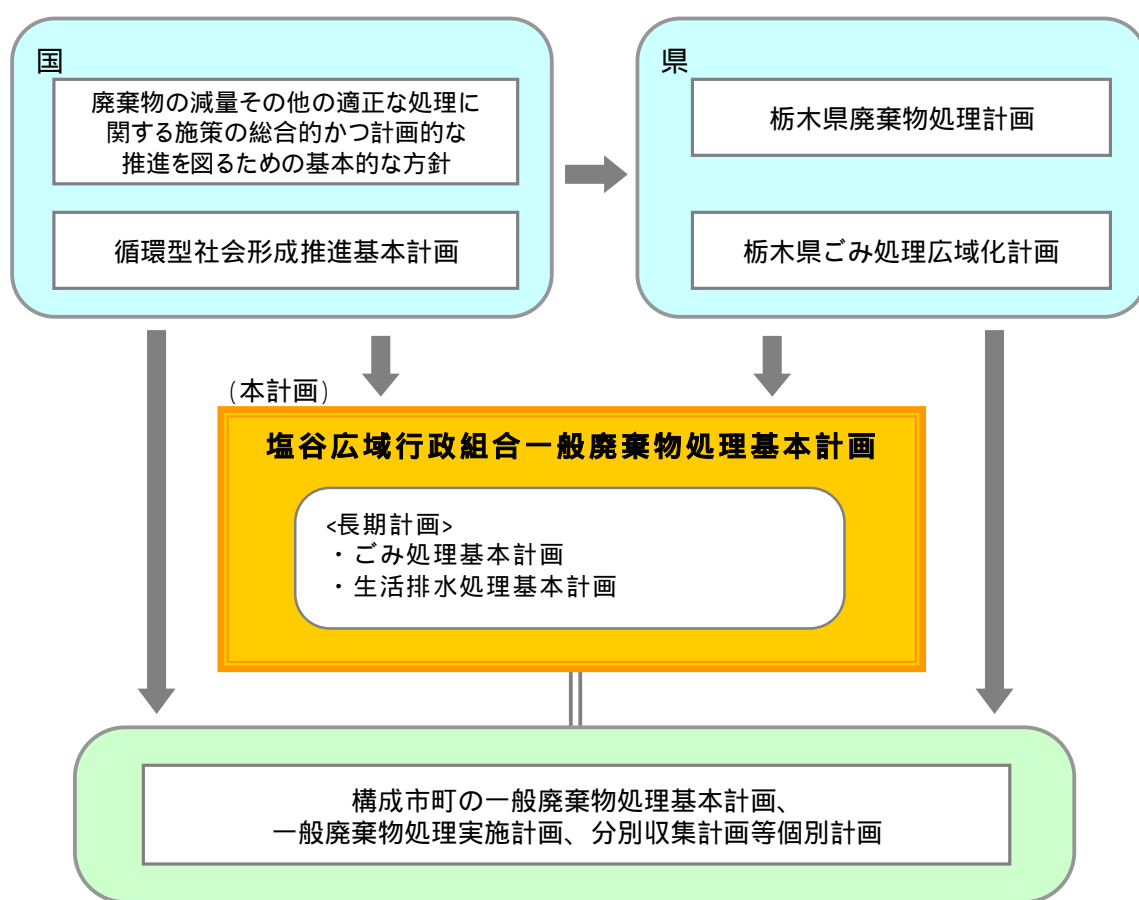


図 1 - 1 - 1 計画の位置づけ

3. 計画対象区域

本計画の対象区域は、本組合圏域（矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町の行政区域）全域とします。



図 1 - 1 - 2 計画対象区域

4. 計画目標年次

本計画は長期的視野にたつ計画であり、平成 18 年度を初年度として、15 年先の平成 32 年度を計画目標年次とします。

ただし、廃棄物を取り巻く環境の変化を考慮し、おおむね 5 年ごとに改訂を行うものとします。

計画期間：平成 18 年度～平成 32 年度

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 組合の現況

1. 人口

各市町における過去10年間の人口の推移は、表2-1-1および図2-1-1のとおりです。

組合全体の人口は、微増傾向にあります。対前年増加数は年々少なくなっています。平成16年度末の組合人口は、約12万4千人となっています。

表2-1-1 人口の推移

(単位:人)

区分	平成7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16
矢板市	36,849	37,069	37,166	37,187	37,022	37,053	36,986	36,907	36,763	36,517
さくら市	38,865	39,422	39,870	40,212	40,499	40,761	41,118	41,355	41,623	41,892
(旧氏家町)	27,250	27,635	28,066	28,378	28,731	29,125	29,448	29,728	30,078	-
(旧喜連川町)	11,615	11,787	11,804	11,834	11,768	11,636	11,670	11,627	11,545	-
塩谷町	15,129	15,063	15,016	14,874	14,687	14,629	14,588	14,498	14,359	14,193
高根沢町	28,303	28,571	28,866	29,407	29,981	30,198	30,407	30,579	30,825	31,010
合計	119,146	120,125	120,918	121,680	122,189	122,641	123,099	123,339	123,570	123,612
対前年増加数	-	979	793	762	509	452	458	240	231	42

1 各年度末(3月31日)現在、住民基本台帳による人口・世帯数 + 外国人登録者数

2 平成7～15年度のさくら市の人口は、旧氏家町と旧喜連川町の合計。

出典:「住民基本台帳」より

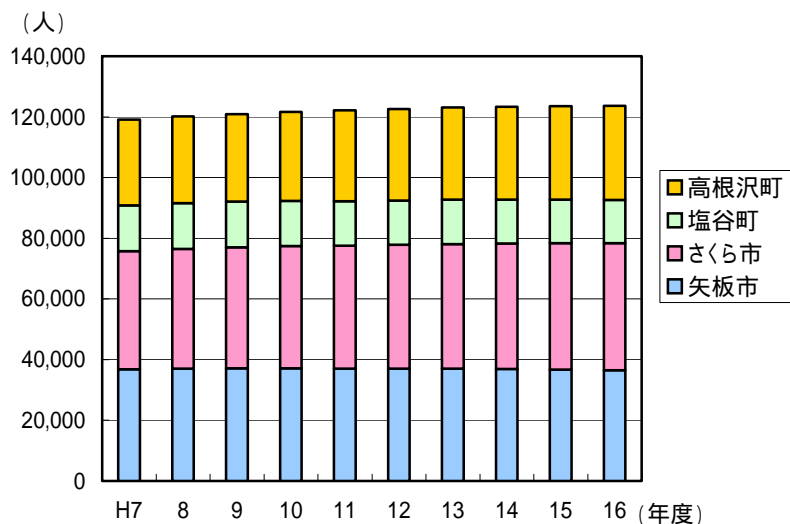


図2-1-1 人口の推移

2. 世帯数

各市町における過去10年間の世帯数の推移は、表2-1-2および図2-1-2のとおりです。

組合全体の世帯数は、年々増加しており、平成16年度末には4万900世帯となっています。1世帯あたりの人口は、徐々に減少しており、平成16年度は1世帯あたり3.0人となっています。

表2-1-2 世帯数の推移

(単位:世帯)

区分	平成7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16
矢板市	11,218	11,421	11,650	11,858	11,983	12,221	12,305	12,411	12,443	12,505
さくら市	11,269	11,596	11,982	12,244	12,525	12,733	13,014	13,247	13,530	13,650
(旧氏家町)	8,161	8,384	8,698	8,901	9,128	9,319	9,551	9,756	9,982	-
(旧喜連川町)	3,108	3,212	3,284	3,343	3,397	3,414	3,463	3,491	3,548	-
塩谷町	3,842	3,852	3,881	3,913	3,885	3,915	3,981	4,009	4,062	4,047
高根沢町	8,291	8,516	8,797	9,172	9,588	9,796	9,968	10,172	10,479	10,698
合計	34,620	35,385	36,310	37,187	37,981	38,665	39,268	39,839	40,514	40,900
対前年増加数	-	765	925	877	794	684	603	571	675	386
1世帯あたり人口(人)	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.0

1 各年度末(3月31日)現在、住民基本台帳による人口・世帯数 + 外国人登録者数

2 平成7～15年度のさくら市の世帯数は、旧氏家町と旧喜連川町の合計。

出典:「住民基本台帳」より

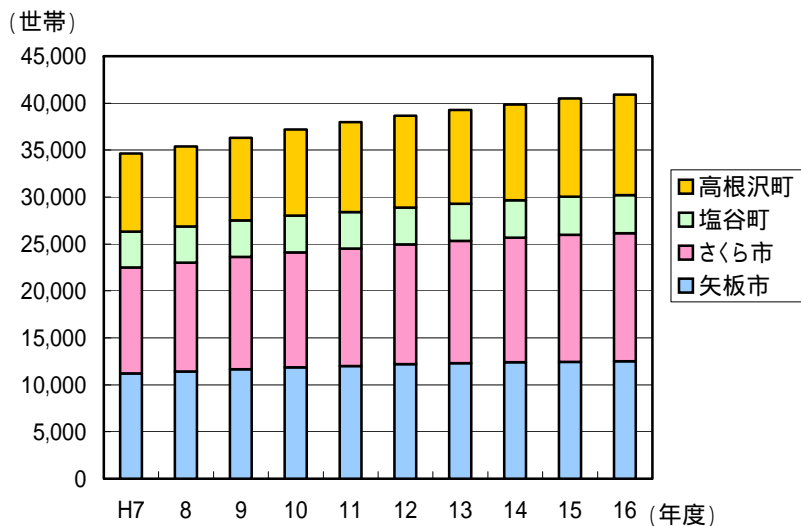


図2-1-2 世帯数の推移

第2節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理体系

本組合のごみ処理体系は、図2-2-1のとおりです。

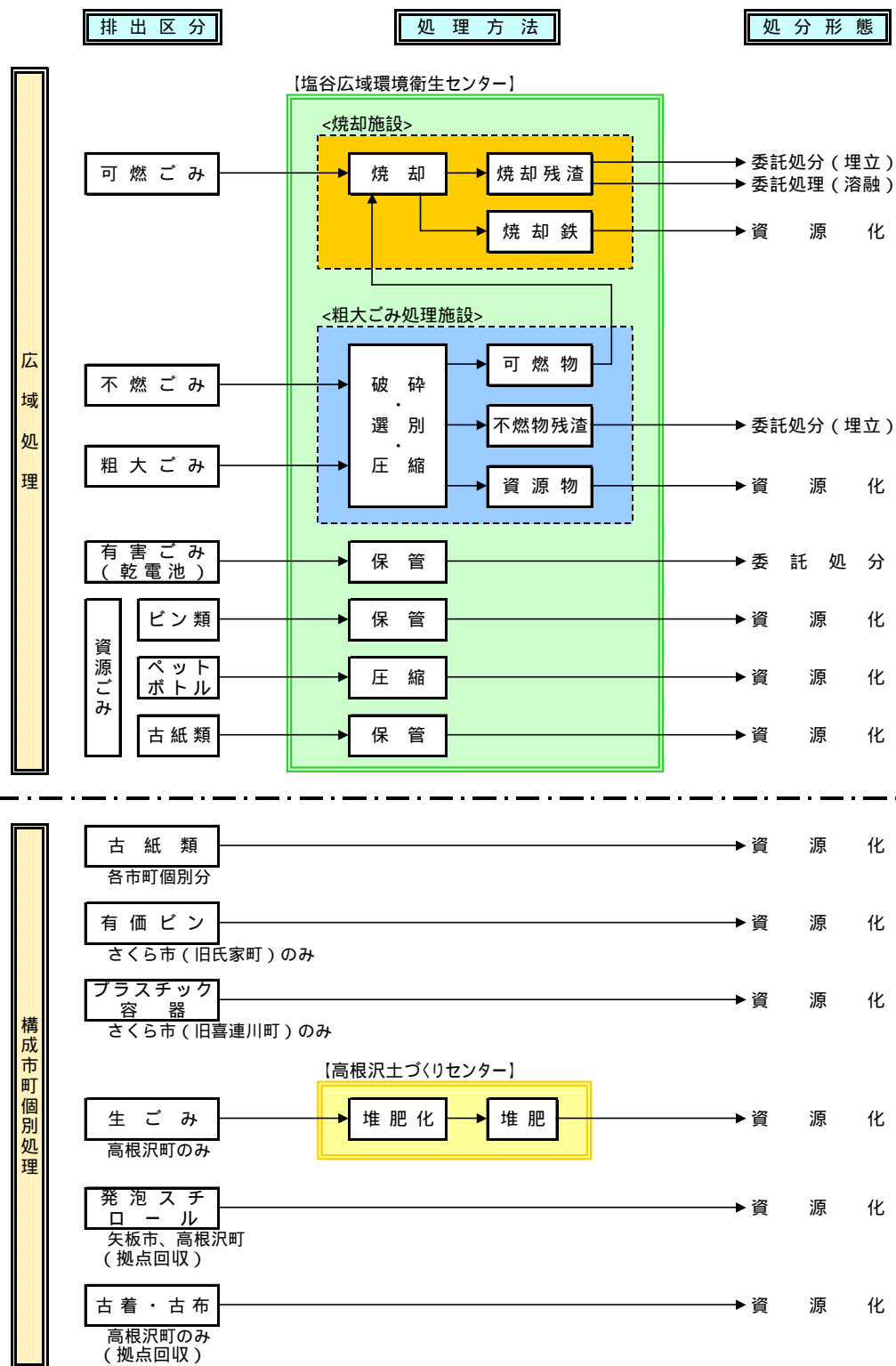


図2-2-1 ごみ処理体系(平成17年12月現在)

ごみ処理の運営・維持管理体制は、次のとおりです。

- ・収集運搬：各市町（直営または委託）
- ・中間処理：本組合
- ・最終処分：委託

各市町の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、塩谷広域環境衛生センター（以下「環境衛生センター」といいます。）の焼却施設と粗大ごみ処理施設で処理を行っています。資源ごみ（ビン類・ペットボトル・古紙類）は、環境衛生センターで保管または圧縮後、資源化されています。なお、古紙類は、環境衛生センターに搬入されているものの他に、各市町それぞれが直接リサイクル業者に引き渡し、資源化している古紙もあります。有害ごみについては、環境衛生センターで一時保管した後、委託処分しています。

また、構成市町個別の処理体系として、以下の品目の分別収集、拠点回収等を行っています。

- ・矢板市：発泡スチロールの拠点回収（平成 17 年 12 月より）
- ・さくら市（旧氏家町）：有価ビンの分別収集
- ・さくら市（旧喜連川町）：プラスチック容器の分別収集
- ・高根沢町：生ごみの分別収集・堆肥化

発泡スチロール、古着・古布の拠点回収

2. ごみの分別と収集方法

各市町の平成 17 年度の分別収集状況は、表 2-2-1～表 2-2-5 に示すとおりです。

それぞれの市町で分別区分やごみの名称に違いはありますが、大きく分けると、矢板市、さくら市、塩谷町では、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」、「粗大ごみ」の 5 分別、高根沢町では、これに「生ごみ」の分別が加わり、6 分別となっています。

収集回数についても、各市町で異なっており、特に資源ごみの収集回数に差があります。

排出形態、収集方式は、全市町でおおむね同様となっています。なお、可燃ごみおよび生ごみ（高根沢町のみ）の排出形態は、有料の指定袋制としています。

また、処理困難物や、家電リサイクル法や資源有効利用促進法に基づき事業者による引き取り等が義務づけられているものについては、各市町では収集を行わず、本組合では処理をしていません。このようなごみを排出する場合、排出者が、販売店等に引き取りを依頼するか、指定業者あるいは専門業者に処理を委託することとなります。

<各市町・組合で収集・処理しないごみ>

- ・家電製品(4品目)・家庭系パソコン：エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン
- ・処理困難物・危険物：タイヤ、スプリング入りマットレス、バッテリー、バイク、消火器、農機具類、農薬、注射針、ドラム缶など

表2-2-1 分別収集状況(矢板市)

分別区分	ごみの種類	収集回数	排出形態	収集方式	
燃えるごみ	生ごみ、紙類(資源物を除く)、布類、プラスチック類等	週1~2回	指定袋(有料)	ステーション	
燃えないごみ	金属類、スチール缶・アルミ缶、スプレー缶、陶磁器類等	月2回	コンテナ		
資源物	新聞紙	新聞紙	ひもで十文字に縛る		
	雑誌	雑誌			
	ダンボール	ダンボール			
	牛乳パック	内側が白いもの			
	その他雑紙類	チラシ、包装紙、お菓子の箱、封筒等			
	ビン類	飲食用のガラス容器(ビン類)	月1回		コンテナ
	ペットボトル	清涼飲料水、醤油、焼酎などのペットボトル	月1回		コンテナ
有害ごみ	乾電池(燃えないごみと同日)	月2回	透明袋		
発泡スチロール	食品用トレイ(白色・色物・絵柄物)、カップ麺の容器、発泡スチロール素材のもの	-	-	拠点回収	
粗大ごみ	家庭電化製品(家電リサイクル法対象品は除く)、家具類、ふとん、自転車等大型ごみ	-	-	直接搬入戸別収集(有料)	

表2-2-2 分別収集状況(さくら市(旧氏家町))

分別区分	ごみの種類	収集回数	排出形態	収集方式	
可燃ごみ	生ごみ、木くず、紙おむつ、皮革・ゴム、プラスチック類、発泡スチロール等	週2回	指定袋(有料)	ステーション	
不燃ごみ	・小型電気製品、アルミ缶・スチール缶、スプレー缶、せともの、なべ、ガラス等 ・乾電池	月2回	コンテナ(乾電池は袋)		
資源ごみ	古紙類	・新聞紙 ・ダンボール ・雑紙類(雑誌、チラシ、菓子箱、封筒など) ・牛乳パック	月1回		種類ごとにひもで縛る
	有価ビン	酒一升ビン、ビールビン	月1回		袋に入れずコンテナの外に出す
	ペットボトル	ペットボトル	月1回		透明袋
	ガラスビン	飲食用のビン	月1回		透明・半透明袋
粗大ごみ	家具類、家電製品、自転車、ストーブ、ふとん等	-	-		直接搬入戸別収集(有料)

表 2 - 2 - 3 分別収集状況（さくら市（旧喜連川町））

分別区分	ごみの種類	収集回数	排出形態	収集方式	
可燃ごみ	生ごみ、皮革・ゴム、布類、紙おむつ、プラスチック製品、発泡スチロール	週2回	指定袋(有料)	ステーション	
不燃ごみ	アルミ缶・スチール缶、雑ビン・ガラス、小型家電製品類、金属類、陶磁器類等	月1回	コンテナ		
資源物	古紙類	・新聞紙 ・雑誌・本類 ・広告紙・雑紙 ・ダンボール ・紙パック	月1回		種類ごとにひもで十文字に縛る
	ペットボトル	ペットボトル	月1回		コンテナ
	びん類	飲食用のガラス容器	月1回		コンテナ
	プラスチック容器	洗剤等の容器、ペットボトルのキャップ等	月1回		透明・半透明袋
有害ごみ	乾電池(不燃ごみと同日収集)	月1回	中身の見える袋		
粗大ごみ	家電製品、家具類、寝具類・敷物、乳母車、スポーツ・レジャー用品、ストーブ、その他	-	-	直接搬入 戸別収集 (有料)	

表 2 - 2 - 4 分別収集状況（塩谷町）

分別区分	ごみの種類	収集回数	排出形態	収集方式
燃やすごみ	生ごみ、貝殻、紙おむつ、紙くず、布類、ポリ袋、ゴム類、皮革製品類、プラスチック	週2回	指定袋(有料)	ステーション
燃えないごみ	・空き缶、ガラス、陶器類、ナベ、スプレー缶、ドライヤー、電球・蛍光灯 ・乾電池	月2～3回	コンテナ (乾電池はレジ袋等)	
資源回収	・新聞紙 ・雑誌・本 ・広告紙・雑紙 ・ダンボール ・牛乳パック	週1回	種類ごとに束ねる	
資源ビン	飲み物、食べ物、調味料用ビン類	月2回	コンテナ	
ペットボトル	ペットボトル	週1回	コンテナ	
粗大ごみ	いす、ガスレンジ、自転車、ストーブ、掃除機、机、家具類、ステレオ、布団等	-	-	直接搬入 戸別収集 (有料)

表 2 - 2 - 5 分別収集状況（高根沢町）

分別区分	ごみの種類	収集回数	排出形態	収集方式	
燃えるごみ	プラスチック類、紙くず、革製品、ゴム製品、紙おむつ等	週2回	指定袋(有料)	ステーション	
生ごみ	家庭の台所から出た残飯、料理くず、茶殻、たまご殻、菓子くず等	週2回	指定袋(有料)		
資源ごみ等	資源びん	食べ物、飲み物等のびん	月1回		コンテナ
	カン・ガラス・不燃物	空き缶、スプレー缶、金属類、せともの、ガラス、化粧品などのびん、鏡、電球、蛍光灯、乾電池	月1回		コンテナ (乾電池は透明袋)
古紙回収	・新聞 ・雑紙(雑誌・本・チラシ・紙箱等) ・段ボール ・牛乳パック	月1回	種類ごとにひもで十文字に縛る		
ペットボトル	ペットボトル	月1回	コンテナ		
発泡スチロール	食品用トレイ(白色・色物・絵柄物)、カップ麺の容器、発泡スチロール素材のもの	-	-		拠点回収
古着・古布	綿混紡率50%以上のもの	-	-	拠点回収	
粗大ごみ	自転車、ストーブ、ベッド等(コンテナに入らない大きなごみ)	-	-	直接搬入 戸別収集 (有料)	

3. ごみの排出状況

1) ごみ発生量の推移

本組合のごみ発生量の推移は、表 2-2-6 および図 2-2-2 のとおりです。ごみ排出量およびごみ発生量は微増傾向にありましたが、平成 16 年度には若干減少しています。平成 16 年度のごみ発生量は、約 3 万 5 千 t となっています。

家庭系収集ごみは微増傾向にあり、直接搬入ごみは毎年若干の増減が見られます。事業系ごみは、平成 15 年度までは増加を続けていましたが、平成 16 年度には減少に転じています。また、事業系ごみ量は、ごみ排出量の約 4 分の 1 を占めています。集団回収量については、減少傾向にあります。

表 2-2-6 ごみ発生量の推移（組合）

(単位:t/年)

区 分	平成12年度	13	14	15	16	
計画収集人口 (人)	122,641	123,099	122,529	123,570	123,612	
家庭系	収集ごみ	22,421.11	24,400.05	24,413.43	24,692.46	24,725.92
	直接搬入ごみ	898.22	790.92	879.04	939.03	984.15
	拠点回収ごみ	-	1.00	2.00	2.00	3.00
事業系ごみ	8,318.28	8,545.78	8,641.65	8,926.97	8,722.11	
ごみ排出量計	31,637.61	33,737.75	33,936.12	34,560.46	34,435.18	
集団回収	303.00	278.00	279.00	249.00	243.00	
ごみ発生量計	31,940.61	34,015.75	34,215.12	34,809.46	34,678.18	

出典：「塩谷広域環境衛生センター概要」実績表

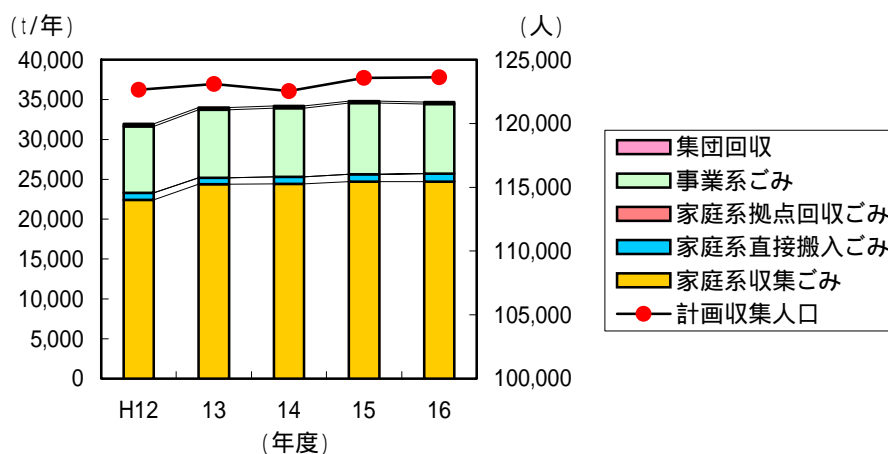


図 2-2-2 ごみ発生量の推移（組合）

2) 市町別ごみ発生量の推移

ごみ発生量を市町別に整理して、表 2-2-7 および図 2-2-3 に示します。

表 2-2-7 市町別ごみ発生量の推移

(単位:t/年)

区 分		平成12年度	13	14	15	16	
矢板市	計画収集人口(人)	37,053	36,986	36,097	36,763	36,517	
	家庭系	収集ごみ	7,330.10	7,431.47	7,331.37	7,566.75	7,506.71
		直接搬入ごみ	352.93	278.94	316.05	341.30	350.51
		拠点回収ごみ	-	-	-	-	-
	事業系ごみ	3,318.17	3,367.17	3,462.20	3,561.31	3,381.16	
	ごみ排出量計	11,001.20	11,077.58	11,109.62	11,469.36	11,238.38	
	集団回収	233.00	209.00	181.00	183.00	170.00	
	ごみ発生量計	11,234.20	11,286.58	11,290.62	11,652.36	11,408.38	
さくら市(旧氏家町)	計画収集人口(人)	29,125	29,448	29,728	30,078	30,489	
	家庭系	収集ごみ	5,503.89	6,731.73	6,981.06	6,870.97	7,036.45
		直接搬入ごみ	193.49	241.87	269.23	254.35	281.20
		拠点回収ごみ	-	-	-	-	-
	事業系ごみ	1,977.85	2,152.18	2,241.84	2,367.44	2,235.73	
	ごみ排出量計	7,675.23	9,125.78	9,492.13	9,492.76	9,553.38	
	集団回収	14.00	14.00	12.00	14.00	28.00	
	ごみ発生量計	7,689.23	9,139.78	9,504.13	9,506.76	9,581.38	
さくら市(旧喜連川町)	計画収集人口(人)	11,636	11,670	11,627	11,545	11,403	
	家庭系	収集ごみ	1,720.18	2,116.15	2,091.93	2,162.73	2,105.02
		直接搬入ごみ	67.64	66.64	76.52	92.75	93.98
		拠点回収ごみ	-	-	-	-	-
	事業系ごみ	1,229.19	1,260.63	1,118.16	1,037.47	1,085.60	
	ごみ排出量計	3,017.01	3,443.42	3,286.61	3,292.95	3,284.60	
	集団回収	7.00	7.00	10.00	13.00	14.00	
	総ごみ発生量	3,024.01	3,450.42	3,296.61	3,305.95	3,298.60	
塩谷町	計画収集人口(人)	14,629	14,588	14,498	14,359	14,193	
	家庭系	収集ごみ	2,446.22	2,403.43	2,338.84	2,414.54	2,444.65
		直接搬入ごみ	76.35	49.50	52.57	75.26	76.88
		拠点回収ごみ	-	-	-	-	-
	事業系ごみ	420.40	444.21	486.79	525.76	513.29	
	ごみ排出量計	2,942.97	2,897.14	2,878.20	3,015.56	3,034.82	
	集団回収	19.00	22.00	37.00	15.00	16.00	
	ごみ発生量計	2,961.97	2,919.14	2,915.20	3,030.56	3,050.82	
高根沢町	計画収集人口(人)	30,198	30,407	30,579	30,825	31,010	
	家庭系	収集ごみ	5,420.72	5,717.27	5,670.24	5,677.47	5,633.09
		直接搬入ごみ	207.81	153.97	164.67	175.37	181.58
		拠点回収ごみ	-	1.00	2.00	2.00	3.00
	事業系ごみ	1,372.67	1,321.59	1,332.66	1,434.99	1,506.33	
	ごみ排出量計	7,001.20	7,193.83	7,169.57	7,289.83	7,324.00	
	集団回収	30.00	26.00	39.00	24.00	15.00	
	ごみ発生量計	7,031.20	7,219.83	7,208.57	7,313.83	7,339.00	

出典：「塩谷広域環境衛生センター概要」実績表

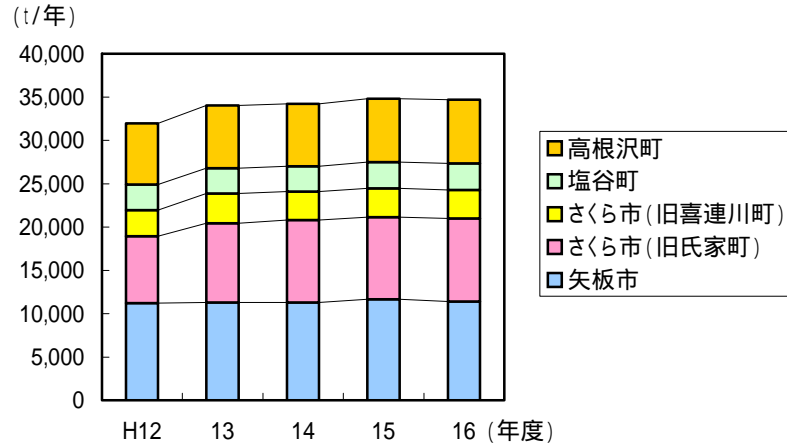


図 2 - 2 - 3 市町別ごみ発生量の推移

過去 5 年間のごみ発生量は、全市町で増減はあるものの、若干の増加傾向にあります。
 また、各市町のごみ発生量と人口の割合を図 2-2-4 に示します。矢板市とさくら市(旧氏家町および旧喜連川町)では、人口割合に比べて、ごみ発生量が多くなっています。

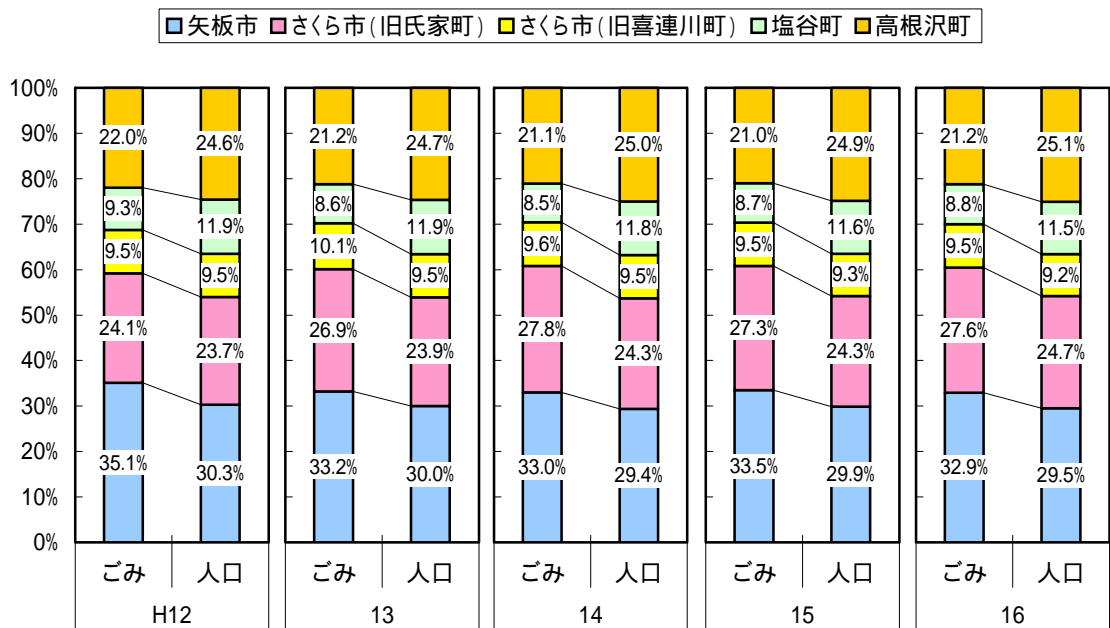


図 2 - 2 - 4 各市町のごみ発生量・人口割合

3) 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量は、表2-2-8および図2-2-5に示すとおりです。

組合平均では、平成15年度までは増加していましたが、平成16年度にはわずかに減少し、763g/人/日となっています。

市町別の1人1日あたりのごみ排出量は、矢板市、さくら市(旧氏家町および旧喜連川町)は組合平均より多く、塩谷町、高根沢町は組合平均より少なくなっています。

表2-2-8 1人1日あたりのごみ排出量

(単位:g/人/日)

区 分		平成12年度	13	14	15	16	
組 合	家庭系	収集ごみ	500.87	543.05	545.88	547.47	548.02
		直接搬入ごみ	20.07	17.60	19.66	20.82	21.81
		拠点回収ごみ	-	0.02	0.04	0.04	0.07
	事業系ごみ	185.83	190.20	193.23	197.92	193.32	
	1人1日あたり排出量	706.77	750.87	758.81	766.25	763.22	
矢板市	家庭系	収集ごみ	541.99	550.48	556.44	563.90	563.20
		直接搬入ごみ	26.10	20.66	23.99	25.44	26.30
		拠点回収ごみ	-	-	-	-	-
	事業系ごみ	245.35	249.42	262.78	265.40	253.68	
	1人1日あたり排出量	813.44	820.56	843.21	854.74	843.18	
(旧氏家町) さくら市	家庭系	収集ごみ	517.74	626.29	643.37	625.86	632.29
		直接搬入ごみ	18.20	22.50	24.81	23.17	25.27
		拠点回収ごみ	-	-	-	-	-
	事業系ごみ	186.05	200.23	206.61	215.64	200.90	
	1人1日あたり排出量	721.99	849.02	874.79	864.67	858.46	
(旧喜連川町) さくら市	家庭系	収集ごみ	405.02	496.80	492.93	513.23	505.76
		直接搬入ごみ	15.93	15.64	18.03	22.01	22.58
		拠点回収ごみ	-	-	-	-	-
	事業系ごみ	289.42	295.95	263.48	246.20	260.83	
	1人1日あたり排出量	710.37	808.39	774.44	781.44	789.17	
塩谷町	家庭系	収集ごみ	458.13	451.38	441.98	460.70	471.90
		直接搬入ごみ	14.30	9.30	9.93	14.36	14.84
		拠点回収ごみ	-	-	-	-	-
	事業系ごみ	78.73	83.43	91.99	100.32	99.08	
	1人1日あたり排出量	551.16	544.11	543.90	575.38	585.82	
高根沢町	家庭系	収集ごみ	491.80	515.14	508.02	504.61	497.68
		直接搬入ごみ	18.85	13.87	14.75	15.59	16.04
		拠点回収ごみ	-	0.09	0.18	0.18	0.27
	事業系ごみ	124.54	119.08	119.40	127.54	133.08	
	1人1日あたり排出量	635.19	648.18	642.35	647.92	647.07	
全国平均		1,132.00	1,124.00	1,111.00	1,106.00	-	
栃木県平均		1,010.00	1,030.00	1,056.00	1,054.00	-	

「日本の廃棄物処理(平成12年度版～15年度版)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課」より

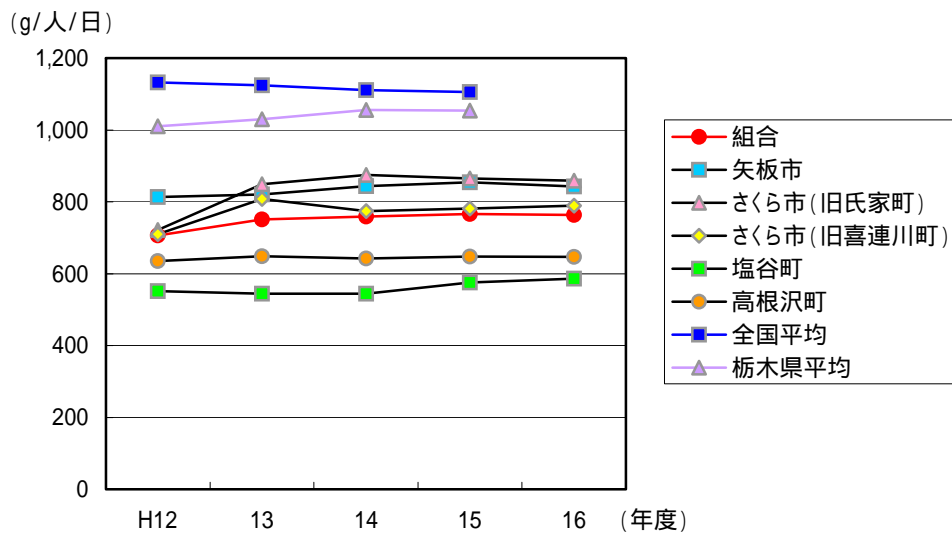


図 2 - 2 - 5 1人1日あたりのごみ排出量

また、全国および栃木県の1人1日あたりのごみ排出量と比較すると、本組合は、全国平均よりも約340g、栃木県平均よりも約290g少なく、排出量自体が少ないといえます。

4) 家庭系ごみの排出実態

(1) 収集ごみ

収集ごみ量（組合全体）の推移は、表 2-2-9 および図 2-2-6 のとおりです。

可燃ごみは、平成 15 年度までは増加していましたが、平成 16 年度には減少しています。生ごみは、平成 14 年度を境に減少しています。

また、平成 14 年度に、不燃ごみが大きく減少し、資源ごみが増加している理由は、平成 14 年度にビン類の分別収集を開始したことによります。

全体では、微増傾向にあります。

表 2 - 2 - 9 収集ごみ量の推移

(単位:t/年)

区 分	平成12年度	13	14	15	16
可燃ごみ	15,393.39	15,842.22	16,271.59	16,806.57	16,776.30
生ごみ	721.04	775.67	776.91	734.29	673.96
不燃ごみ	3,294.91	3,326.48	1,489.35	1,513.68	1,365.53
資源ごみ	2,843.47	4,391.62	5,829.05	5,597.54	5,862.22
有害ごみ	(不燃ごみに含む)				
粗大ごみ	168.30	64.06	46.53	40.38	47.91
合 計	22,421.11	24,400.05	24,413.43	24,692.46	24,725.92

生ごみ:高根沢町のみ

出典:「塩谷広域環境衛生センター概要」実績表

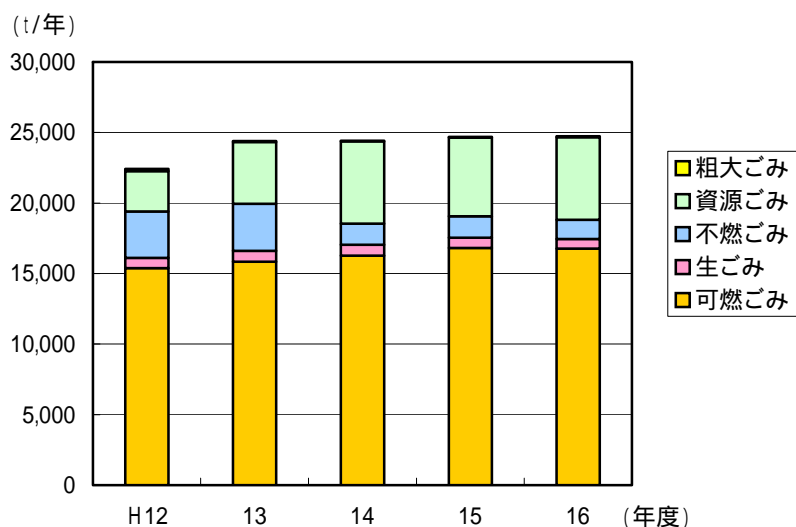


図 2 - 2 - 6 収集ごみ量の推移

(2) 直接搬入ごみ

直接搬入ごみ量（組合全体）の推移は、表 2-2-10 および図 2-2-7 のとおりです。

直接搬入ごみ量は、平成 13 年度にいったん減少し、その後は年々増加しています。これは、平成 13 年 4 月に家電リサイクル法^{注 1)}が施行されたことにより、法律施行前の駆け込み需要に伴う処分の関係で、平成 12 年度に粗大ごみが一時的に増加し、平成 13 年度には減少したものと考えられます。なお、粗大ごみは、平成 13 年度以降増加しています。可燃ごみ、不燃ごみも毎年増加しています。

表 2 - 2 - 1 0 直接搬入ごみ量の推移

(単位:t/年)

区 分	平成12年度	13	14	15	16
可燃ごみ	183.70	198.43	212.72	230.33	234.55
不燃ごみ	31.78	38.09	47.74	56.75	58.66
資源ごみ	307.51	296.21	328.84	328.32	324.34
有害ごみ	(不燃ごみに含む)				
粗大ごみ	375.23	258.19	289.74	323.63	366.60
合 計	898.22	790.92	879.04	939.03	984.15

出典：「塩谷広域環境衛生センター概要」実績表

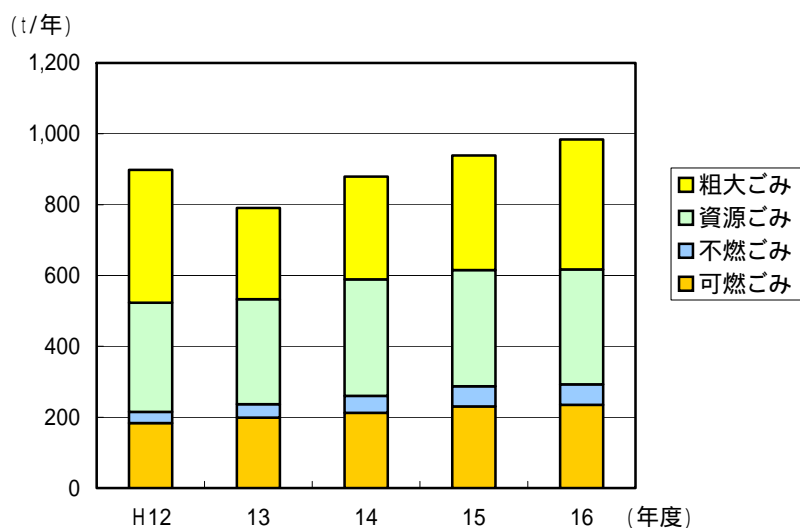


図 2 - 2 - 7 直接搬入ごみ量の推移

注 1 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

本法は、市町村等での処理が困難になっており、再生資源の有効利用が十分に行われていない廃家電のリサイクルを促進することを目的に平成 10 年に制定され、平成 13 年 4 月から施行されました。

対象となる製品は、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の 4 機器が指定されています。消費者・小売業者・製造業者等は、それぞれ以下の役割を果たす義務があります。

消費者：収集・運搬料金および再商品化等（リサイクル）料金の費用負担

小売業者：消費者からの引き取りと製造業者への引き渡し

製造業者等：引き取りと家電製品の再商品化（リサイクル）の実施

(3) 拠点回収ごみ

矢板市では発泡スチロールの拠点回収を、高根沢町では発泡スチロールおよび古着・古布の拠点回収を行っており、回収量は表 2-2-11 に示すとおりです。ただし、矢板市では、平成 17 年 12 月から拠点回収を開始したため、表 2-2-11 の回収量は、高根沢町の量となっています。

表 2-2-11 拠点回収量の推移

(単位:t/年)

区 分	平成12年度	13	14	15	16
発泡スチロール	-	-	-	1.00	2.00
古着・古布	-	1.00	2.00	1.00	1.00
合 計	-	1.00	2.00	2.00	3.00

出典：塩谷広域行政組合資料

5) 事業系ごみの排出実態

事業系ごみ量（組合全体）の推移は、表 2-2-12 および図 2-2-8 のとおりです。

事業系ごみ量は、平成 15 年度までは増加し、平成 16 年度には減少に転じています。

事業系ごみは、可燃ごみが全体の約 9 割を占めています。

表 2-2-12 事業系ごみ量の推移

(単位:t/年)

区 分	平成12年度	13	14	15	16
可燃ごみ	7,322.41	7,547.17	7,692.24	7,887.29	7,788.22
生ごみ	55.00	81.13	73.66	79.44	63.94
不燃ごみ	693.21	661.86	620.29	616.56	575.88
資源ごみ	-	-	-	-	-
有害ごみ	(不燃ごみに含む)				
粗大ごみ	247.66	255.62	255.46	343.68	294.07
合 計	8,318.28	8,545.78	8,641.65	8,926.97	8,722.11

生ごみ：高根沢町のみ

出典：「塩谷広域環境衛生センター概要」実績表

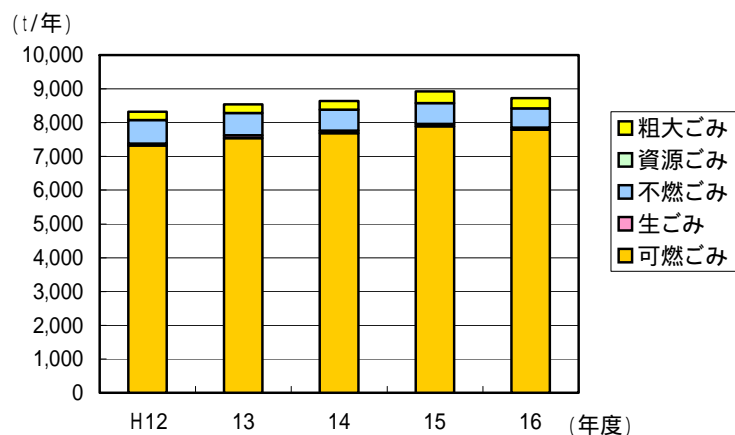


図 2-2-8 事業系ごみ量の推移

4. ごみの減量化・資源化の状況

1) 集団回収

各市町では、集団回収事業が行われており、古紙、びん、缶などが収集されています。集団回収量の推移は、表 2-2-13 および図 2-2-9 のとおりです。

集団回収量は減少傾向を示しているため、今後さらに普及させることが重要です。

表 2 - 2 - 1 3 集団回収の実績

(単位:t/年)

区 分	平成12年度	13	14	15	16
矢板市	233	209	181	183	170
旧氏家町	14	14	12	14	28
旧喜連川町	7	7	10	13	14
塩谷町	19	22	37	15	16
高根沢町	30	26	39	24	15
合 計	303	278	279	249	243

出典：塩谷広域行政組合資料

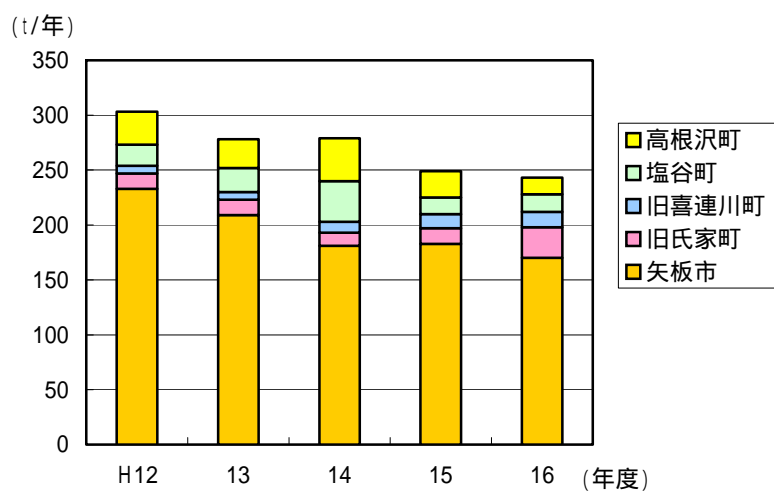


図 2 - 2 - 9 集団回収の実績

2) 生ごみ処理機等

各市町では、生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理機等（機械式、処理容器）の購入費用の一部を補助しています。生ごみ処理機等の補助制度の概要を表 2-2-14 に、補助実績を表 2-2-15 に示します。

表 2 - 2 - 1 4 生ごみ処理機等の補助制度

市 町	補 助 内 容
矢板市	【機械式】 購入額の1/2以内を補助 限度額:30,000円 【容器式】 購入額の1/2以内を補助 限度額: 3,000円
さくら市	【機械式】 購入額の1/2以内を補助 限度額:30,000円 【容器式】 購入額の2/3以内を補助 限度額: 5,000円
塩谷町	【機械式】 購入額の2/3以内を補助 限度額:30,000円 【容器式】 購入額の2/3以内を補助 限度額: 4,000円
高根沢町	【機械式】 購入額の1/2以内を補助 限度額:10,000円 【容器式】 購入額の1/2以内を補助 限度額:10,000円

表 2 - 2 - 1 5 生ごみ処理機等補助実績

(単位:台)

区 分		平成12年度	13	14	15	16
矢板市	機械式	59	57	47	28	22
	容 器	15	11	0	6	5
	計	74	68	47	34	27
さくら市	機械式	-	-	-	35	38
	容 器	-	-	-	59	45
	計	171	215	232	94	83
塩谷町	機械式	21	21	12	7	9
	容 器	1	3	4	5	0
	計	22	24	16	12	9
高根沢町	機械式	-	22	25	17	25
	容 器	64	6	3	3	6
	計	64	28	28	20	31

出典：各市町資料

3) その他ごみの減量化・資源化への取り組み

現在、各市町におけるごみの減量化・資源化を推進するための主な取り組みには、表2-2-16のようなものがあります。

表2-2-16 減量化・資源化を推進するための主な取り組み

市 町	その他の取り組み
矢板市	・資源化推進支援事業(空き缶プレス機の貸与等)の実施 ・自家処理等推進事業(剪定枝葉の処理破碎等)の実施 ・ごみ減量化・資源化事業(P R活動、矢板市ごみ推進会議等)の実施
さくら市	・広報、ポスター等で可燃ごみ排出抑制のP Rを実施
塩谷町	・ごみの減量と資源の有効利用の促進を図るためP R、啓発活動を実施
高根沢町	・学校給食用牛乳パックのリサイクルの実施 ・古着、古布の回収の実施 ・発泡スチロールのリサイクルの実施

5. 中間処理状況

1) 焼却施設

(1) 概要

各市町から排出される可燃ごみは、環境衛生センターにおいて、焼却処理を行っています。焼却施設概要は、表 2-2-17 のとおりです。

環境衛生センターは、稼働後 15 年以上が経過しており、施設の老朽化が進み、処理能力が低下してきています。

表 2 - 2 - 1 7 焼却施設の概要

施設名称	塩谷広域環境衛生センター
所在地	栃木県さくら市松島823番地
敷地面積	9,600㎡(粗大ごみ処理施設含む)
処理能力	80t/日(40t/24h×2炉)
稼働年月	平成2年4月 (平成14年度 ダイオキシン類対策工事を実施)
燃焼設備	ストーカ式燃焼炉 + CCRSシステム
燃焼ガス冷却設備	水噴射式ガス冷却 + 間接空気冷却
排ガス処理設備	バグフィルタ・有害ガス除去装置
飛灰処理設備	キレート樹脂固化方式

(2) 処理量

過去 5 年間の焼却処理量の実績は、表 2-2-18 および図 2-2-10 のとおりです。

焼却量は、平成 14 年度までは減少していましたが、平成 15 年度には増加しており、平成 16 年度の焼却量は約 2 万 6 千 t となっています。焼却残渣率は、焼却量に対して 10% 程度となっています。

表 2 - 2 - 1 8 焼却処理量の実績

(単位:t/年)

区分	平成12年度	13	14	15	16
焼却量	24,768.92	23,966.90	22,158.10	26,443.05	26,286.44
委託量	-	-	2,516.68	575.71	1,333.24
焼却鉄	32.19	34.73	32.52	31.05	29.72
焼却灰	2,269.51	2,365.49	2,280.73	1,952.04	1,845.43
はいじん	-	-	-	821.63	834.35
焼却残渣率	9.2%	9.9%	10.3%	10.5%	10.2%

出典：「塩谷広域環境衛生センター概要」ごみ内訳表

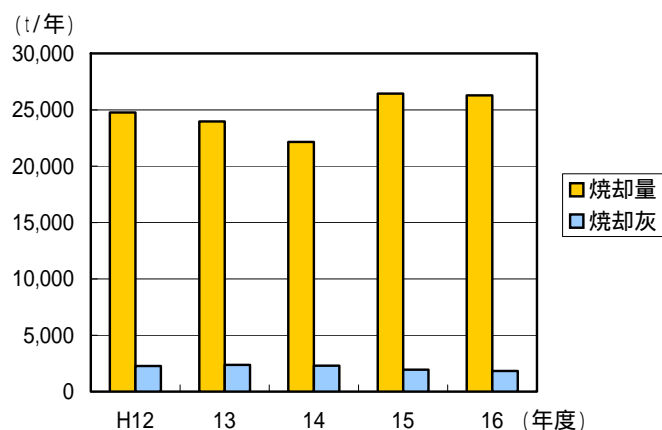


図 2 - 2 - 1 0 焼却処理量の実績

(3) ごみ質

環境衛生センターで測定されたごみの組成は表 2-2-19 のとおりです。

可燃ごみの中には紙類や厨芥類、プラスチック類が多く含まれています。特にプラスチック類を焼却することにより、地球温暖化のもととなる二酸化炭素が大量に排出されることから、可燃ごみの中からプラスチック類を減らしていくことが課題の一つです。また、紙類や厨芥類、プラスチック類は、分別することにより貴重な資源となります。

表 2 - 2 - 1 9 ごみ質の推移 (環境衛生センター)

(単位: %)

区分		年度	平成12年度 (平均)	13 (平均)	14 (平均)	15 (平均)	16 (平均)
組成	紙・布類		51.1	53.0	48.3	48.0	48.1
	ビニール・ゴム皮革合成樹脂		30.0	27.3	27.2	29.1	29.9
	木・竹・わら類		6.9	7.9	4.9	9.5	5.1
	厨芥類		5.2	8.6	16.2	9.8	11.5
	不燃物類		5.2	0.9	1.9	0.8	1.2
	その他		1.6	2.3	1.5	2.8	4.2
三成分	水分		40.9	47.1	49.8	47.6	46.6
	灰分		7.5	4.5	5.1	4.3	5.5
	可燃分		51.7	48.4	45.1	48.1	47.9

出典: 「分析結果報告書」より

組成: 乾燥ベース

三成分: 湿ベース

2) 粗大ごみ処理施設

(1) 概要

環境衛生センター粗大ごみ処理施設の概要は、表 2-2-20 のとおりです。

粗大ごみ処理施設では、不燃ごみおよび粗大ごみの破碎処理を行い、資源物の選別、圧縮を行っています。破碎後の可燃物は焼却施設へ、不燃物は委託処分、資源物(鉄、アルミ)は資源化しています。

表 2-2-20 粗大ごみ処理施設の概要

施設名称	塩谷広域環境衛生センター 粗大ごみ処理施設
所在地	栃木県さくら市松島822番地
敷地面積	9,600㎡(ごみ焼却施設含む)
処理能力	30t/日(5hr×1基)
稼働年月	平成7年4月
処理対象物	破碎処理:鉄、アルミ、不燃物、可燃物

(2) 処理量

粗大ごみ処理施設における過去5年間の処理実績は、表 2-2-21 のとおりです。

平成14年度に、ビン類を資源ごみとして分別収集を開始したことにより、搬入量は大きく減少しました。

平成13年度までは、ビン類は不燃ごみと一緒に収集され、粗大ごみ処理施設において手選別で回収していましたが、ビン類の分別収集開始後は、分別収集されたビン類は環境衛生センターで一時保管し、全量を委託により資源化しています。

表 2-2-21 処理量の実績

(単位:t/年)

区分	平成12年度	13	14	15	16	
搬入量	4,811.09	4,721.34	2,834.60	2,946.28	2,717.28	
搬出量	可燃物	253.20	198.84	152.33	154.40	135.99
	不燃物	1,754.36	1,839.61	608.58	617.32	586.59
	資源化	2,108.29	1,857.22	1,290.70	1,226.95	1,197.07
	缶プレス	1,307.83	1,192.00	1,072.41	1,003.95	964.32
	アルミプレス	227.40	231.96	218.29	223.00	232.75
ビン類	573.06	433.26	-	-	-	
不適物(困難物)	188.54	157.07	110.81	138.09	165.72	

出典：「塩谷広域環境衛生センター概要」ごみ内訳表

3) 高根沢町土づくりセンター

(1) 概要

高根沢町土づくりセンターの概要は、表 2-2-22 のとおりです。土づくりセンターでは、牛糞尿、家庭系生ごみ、籾殻を原料にして、堆肥化を行っています。

表 2 - 2 - 2 2 高根沢町土づくりセンターの概要

施設名称	高根沢町土づくりセンター
所在地	栃木県高根沢町大字平田1525番1 他
敷地面積	9,805m ²
処理能力	24t/日
原料(計画)	牛糞尿 17t、家庭系生ごみ 3t、籾殻 4t
稼働年月	平成12年4月
処理方法	高速堆肥化方式

(2) 処理量

土づくりセンターにおける処理量の実績を表 2-2-23、図 2-2-11 に示します。

生ごみの処理量は、搬入量全体の約 15% となっています。堆肥は、搬入量に対して約 30~35% の割合で作られています。また、残渣類は、1 日あたり 50kg 程度(年間 15 t 程度) 排出され、焼却処理しています。

表 2 - 2 - 2 3 処理量の実績

(単位:t/年)

区分	平成13年度	14	15	16	
搬入量	牛糞	3,552.47	2,489.23	3,342.40	2,839.24
	牛尿	363.84	330.55	314.77	149.99
	生ごみ	856.80	648.80	820.51	675.99
	籾殻	993.05	653.55	801.75	744.75
	計	5,766.16	4,122.13	5,279.43	4,409.97
堆肥	1,808.17	1,386.07	1,820.96	1,443.07	
堆肥化率	31.40%	33.6%	34.5%	32.7%	

出典：「高根沢町土づくりセンター運営状況」

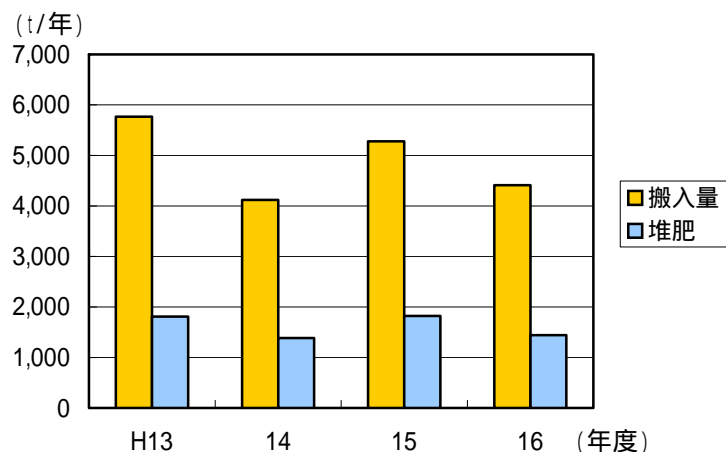


図 2-2-1 1 処理量の実績

4) 組合施設で受け入れられていないごみ

本組合内で発生、排出される一般廃棄物は、本来、本組合で処理を行うべきものですが、表 2-2-24 に示すごみ量は、焼却施設の処理能力の関係から、本組合で受け入れられなかったものです。

受け入れられなかったごみは、平成 16 年度には約 1,800 t ありました。平成 15 年度までは、年間 685 t 程度となっていますが、これは木・草類以外のごみ量データがなかったためであり、実際にはさらに多くのごみを受け入れられていない状況でした。

表 2-2-2 4 本組合で受け入れられなかったごみ量

(単位:t/年)

区 分	平成12年度	13	14	15	16
木・草類	685.147	685.153	685.158	685.164	1,276.964
可燃性粗大ごみ	-	-	-	-	311.000
火事残材	-	-	-	-	40.000
紙オムツ等	-	-	-	-	189.980
合 計	685.147	685.153	685.158	685.164	1,817.944

- : データなし

出典：塩谷広域行政組合資料

6. 最終処分状況

本組合では、最終処分場を整備していないため、県外最終処分場に埋立処分を委託しています。また、焼却灰の一部は、委託により溶融処理を行い、資源化しています。埋立処分、溶融処理の委託先は、次のとおりです。

- ・埋立処分（焼却灰、ばいじん、不燃物残渣）：福島県小野町の民間最終処分場
- ・溶融処理（焼却灰の一部）：栃木県小山市の民間施設

最終処分量(委託)の実績は、表 2-2-25 および図 2-2-12 のとおりです。最終処分量は、平成 14 年度から、焼却灰の一部を委託による溶融処理していること、ビン類の分別収集を開始し全量資源化していることにより、大きく減少しました。また、平成 14 年度に実施した焼却施設の改造工事後は、焼却灰とばいじんを分離貯留しているため、平成 15 年度からは焼却灰とばいじんの処分量を別々に計上しています。

表 2-2-25 最終処分量（委託）の実績

(単位:t/年)

区分	平成12年度	13	14	15	16
焼却灰	2,269.51	2,365.49	1,107.92	502.31	532.10
ばいじん	-	-	-	821.63	834.35
不燃物残渣	1,754.36	1,839.61	608.58	617.32	586.59
合計	4,023.87	4,205.10	1,716.50	1,941.26	1,953.04
溶融処理	-	-	1,171.89	1,449.73	1,313.33

焼却灰のうちの溶融処理量

出典：「塩谷広域環境衛生センター概要」焼却灰及び不燃物残渣量（実績）

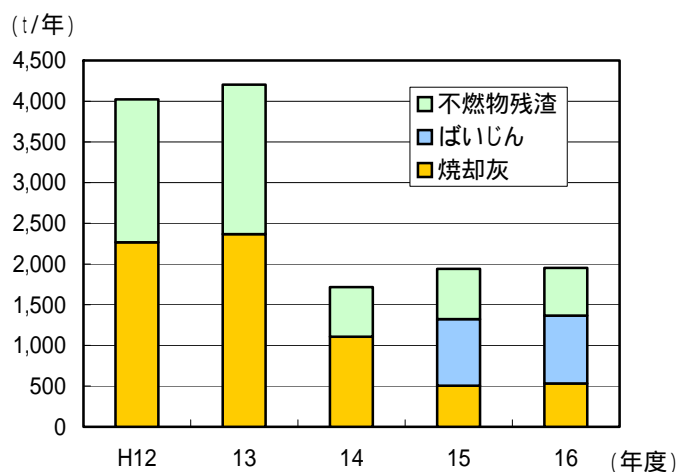


図 2-2-12 最終処分量（委託）の実績

7. ごみ処理費用

本組合でごみの処理に要する費用は表 2-2-26 のとおりです。費用は平成 16 年度において約 6 億 2 千万円となっており、近年はやや増加傾向となっています。また、可燃ごみの 1 トンあたりの処理経費は約 1 万 8 千円、不燃・粗大ごみの 1 トンあたりの処理経費は約 4 万 5 千円となっています。

今後、ごみの分別やリサイクルを推進し、減量化を図るための必要な経費や施設の整備費、環境対策費などにより、経費が増加することも考えられます。

表 2 - 2 - 2 6 ごみ処理費用の推移（組合負担分）

区 分	平成12年度	13	14	15	16
決算額（千円）	538,501	554,567	654,321	575,443	618,587
可燃ごみ1トンあたりの処理経費(円)	15,126	16,240	19,907	16,460	17,595
不燃・粗大ごみ1トンあたりの処理経費(円)	39,931	37,247	43,463	39,655	45,825

1トンあたりの処理経費には人件費を含みます。

出典：「塩谷広域環境衛生センター概要」

第3節 ごみ処理の課題

1. ごみの排出抑制

各市町では、集団回収の促進や家庭用コンポスト容器等の利用促進、マイバッグ運動や各種啓発活動など、家庭ごみの排出抑制対策を中心として様々な取り組みを行っています。本組合においても、排出事業者に対する指導などの排出抑制対策を行っています。

このような各種の取り組みおよび住民、事業者による排出抑制活動により、本組合のごみ排出量は、多少の増減はあるものの、微増にとどまっています。今後は、ごみの減量に向けて、過剰包装を辞退する、詰め替え製品を購入するなどのごみの発生を抑制したライフスタイルの構築や、住民、事業者によるごみの排出抑制、資源化のさらなる推進を検討する必要があります。

2. ごみの資源化

環境衛生センターで測定したごみの組成によると、可燃ごみの中には資源化可能な紙類や生ごみ、プラスチック類が多く含まれています。これらを分別することにより、資源化が促進されるだけでなく、環境衛生センターへの負荷を低減することができるため、さらなる資源化の促進について検討を行う必要があります。

3. ごみの収集・運搬

1) 分別収集の細分化・統一化の検討

現在、ごみの分別区分は、市町間でばらつきがあります。今後の本組合のごみ処理方法に応じて、資源ごみ等の分別収集品目を細分化するなどの検討が必要になります。また、本組合で処理を行うごみについては、市町間で分別方法や排出形態等を統一する必要があります。

2) 分別収集細分化・統一化に伴う収集方法の検討

資源ごみ等の分別収集細分化（多品目化）に伴って、収集頻度、収集容器、収集車両等について検討する必要があります。

4. 中間処理施設（焼却施設・粗大ごみ処理施設等）

環境衛生センターでは、ダイオキシン類排出の規制強化に対応するため、排ガス処理装置の改造工事を行いました。しかし、施設稼働から15年以上が経過しているため、施設の一部に老朽化の傾向が見られ、処理能力が低下してきている状況です。

そのため、現在、新しい中間処理施設の整備に向けた検討を進めているところですが、新規中間処理施設が稼働するまでは、現在の施設を適切な維持管理の下で使用するとともに、可燃ごみを減量して、施設への負荷を低減させる必要があります。

また、粗大ごみ処理施設についても稼働後 10 年以上が経過していることから、施設の更新に向けて、検討を進めています。

5. 最終処分場

現在、本組合では最終処分場を所有しておらず、最終処分の対象となる焼却灰および粗大ごみ処理施設からの不燃残渣については、民間業者に溶融処理や最終処分を委託している状況です。

したがって、今後は自区内処理の原則や、長期的に安定した処分を目指すことから、本組合の最終処分場整備に向けて検討を進める必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

1. 循環型社会形成に向けた基本原則

平成13年1月に施行された循環型社会形成推進基本法では、環境負荷をできる限り低減するという観点から、基本原則として、以下の優先順位が定められました。

発生抑制（リデュース）

“もの”の発生自体を抑制することにより、廃棄物等になる量を削減していくことです。

再使用（リユース）

“もの”が“循環資源”となった場合、まず、環境負荷の少ない再使用を目指すことです。

再生利用（マテリアル・リサイクル）

再使用が不可能な“循環資源”については、全部または一部を原材料として再生利用を目指すことです。

熱回収（サーマル・リサイクル）

再生利用についても不可能な“循環資源”であって、熱回収が可能なものについては、熱を得ることによって、有効利用を目指すことです。

適正処分

から までで有効利用が不可能な“循環資源”については、焼却、減容、埋立など、適正に処分することです。

本組合においても、この基本原則に基づき、住民・事業者・行政（各市町および組合）が意識を高めるとともに、さらにグリーン購入^{注1}に努めるなど、持続可能な循環型社会形成に向けた各種取り組みを実施する必要があります。

注1 グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

平成13年4月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。

2. ごみ処理の基本方針

ごみ処理にあたっては、大きな目的である環境負荷を低減するとともに、減量化、資源化を推進することにより循環型社会の構築を目指すことが重要と考えています。

そこで、環境負荷を低減し、将来に負の遺産を持ち越さず、持続可能な循環型社会を構築することを目指し、この実現に向けた処理システムを構築するための基本方針を示します。

発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を前提とした適正処理システムの構築

適正処理の前段部分である発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）を推進し（3Rとされています）、処理しなければならない中間処理量や最終処分量の削減を図ることが重要です。

この達成に向け、本組合ではごみを潜在資源物と考え、分別等により資源化を行うことが望ましく、その中でどうしても資源化できないものを「燃やさなくてはならないごみ」と「燃えないごみ」に位置づけます。

自区内処理を目指した適正処理システムの構築

本組合から発生するごみ（潜在資源物）については、資源化処理を含む中間処理から最終処分までを自区内において処理することを目指すことが重要です。

ただし、資源物の流通については、容器包装リサイクル法に基づく資源化の場合、流通経路を組合では決めることができないため、自区内のみで資源化が出来ない可能性があることを付記します。

環境負荷を低減する適正処理システムの構築

処理システムの構築に向けては、次世代に負の遺産を残さないために、環境への負荷を極力抑えた方式を選択することが重要です。

環境への負荷と同様に、安全性、経済性にも配慮し、整備する次期の環境施設が地域住民に受け入れられる施設とする必要があります。

地域に受け入れられる環境施設整備を目指して

現在、ごみ処理技術は向上し、より環境に配慮した環境施設が全国で稼働していますが、まだ迷惑施設であるという声が寄せられているのも事実です。

本組合においても、環境への負荷が小さい環境施設の整備を検討していきますが、この施設が迷惑施設としてではなく、地域に受け入れられる施設となるよう、住民の声を十分踏まえた環境施設整備を目指します。

第2節 減量化・資源化の目標

ごみ処理の基本方針を効果的に推進し、実効性を確保するため、本組合で達成すべき減量化・資源化に関する達成目標を設定します。

ごみ排出量の
削減目標

資源化率の
目標

最終処分量の
削減目標

目標を設定するにあたっては、本組合のごみ処理の現状や課題を踏まえ、国および栃木県が掲げている減量・資源化目標^{注1、注2}を考慮して設定します。

なお、本計画の計画目標年次は平成32年度ですが、数値目標については国の方針に準じて、本計画開始から5年目の平成22年度までに達成するものとします。

数値目標達成年度 : 平成22年度

注1 国の掲げる減量・資源化目標

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月；環境省告示第34号，平成17年5月改正；環境省告示第43号）」

一般廃棄物については、現状（平成9年度）に対し、平成22年度において、排出量を約5%削減し、再生利用量を約11%から約24%に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

注2 栃木県の掲げる廃棄物の減量目標

「栃木県廃棄物処理計画（平成14年3月）」

・排出量：平成22年度の予測量に対して10%削減する。

（生活系廃棄物の1人1日あたり排出量：平成11年度実績740g/人/日に対し、平成22年度目標量660g/人/日とし、80g/人/日削減する。）

・最終（埋立）処分率：平成11年度実績に対し、平成22年度には半減する。

栃木県廃棄物処理計画は、現在見直し中であり、平成18年3月に改訂計画が策定されます。ただし、改訂計画（案）では、目標の変更は行わず、上記のとおりとなっています。

1. ごみ排出量の削減目標

近年、本組合のごみ排出量は微増傾向にあり、1人1日あたりのごみ排出量もわずかに増加しています。本組合の1人1日あたりのごみ排出量は、全国平均や栃木県の平均と比較すると2割程度少なくなっていますが、住民1人1人がごみ排出量の削減に努める必要があります。

そこで、1人1日あたりのごみ排出量の削減目標を次のとおり設定します。

平成16年度実績と比べ、1人1日あたりの排出量を
5%の削減を目標とします

2. 資源化率^{注3)}の目標

本組合の資源化率は、近年、増加しています。特に、平成14年度から、焼却残渣の資源化を開始したことから、平成16年度の資源化率は、約26.6%になっています。

資源化率の目標は、組合全体の目標を考慮して、次のとおり設定し、今後もさらに分別収集の徹底・拡大とリサイクルの推進を図ります。

資源化率を平成16年度の26.6%から**30%以上**とすることを目標とします

3. 最終処分量の削減目標

本組合の埋立物発生量は、焼却残渣の資源化、びん類の処理方式変更により、大幅に減少し、平成14年度最終処分量は、前年度の約4割まで減少しました。これにより、国の目標値は既に達成していますが、その後はごみ量の増加に伴い、最終処分量も微増しています。そこで、今後ごみの発生・排出を抑制するとともに、できる限りの資源化など中間処理を行うことで、現在の最終処分量を極力減らし、引き続き国の将来目標を達成することを目標とします。

ごみの減量化・資源化により、平成16年度最終処分量から
減少させることを目標とします

注3 資源化率 = (分別収集量 + 施設回収量 + 集団回収量) ÷ (ごみ排出量 + 集団回収量) で表わします。

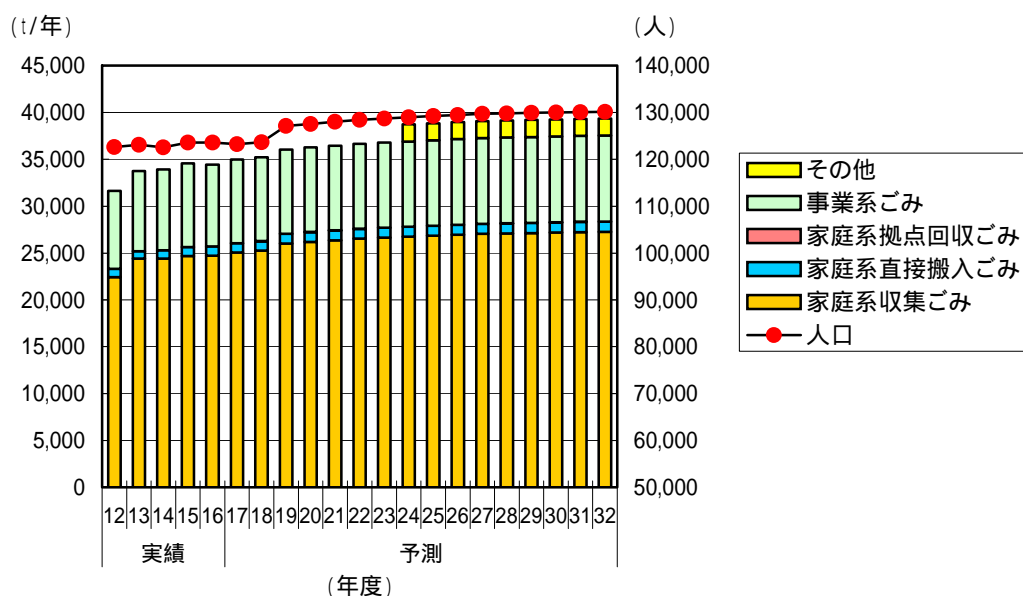
4. 将来ごみ量

新たに以下の品目の分別収集、分別収集の徹底を全市町で行った場合、将来ごみ量は、表 3-2-1、図 3-2-1、図 3-2-2 のとおり予測されます。

- ・紙類の分別収集のさらなる徹底
- ・プラスチック製容器包装の分別収集（平成 20 年度から開始と想定）
- ・生ごみの分別収集、資源化（平成 24 年度から開始と想定）

表 3 - 2 - 1 将来ごみ量

		H16 (実績)	22 (数値目標年)	24 (中間年)	32 (計画目標年)
人口	(人)	123,612	128,446	128,970	130,164
家庭系収集ごみ	(t/年)	24,725.92	26,528.20	26,732.60	27,254.55
家庭系直接搬入ごみ	(t/年)	984.15	1,043.90	1,054.85	1,095.00
家庭系拠点回収ごみ	(t/年)	3.00	7.30	10.95	10.95
事業系ごみ	(t/年)	8,722.11	9,077.55	9,114.05	9,187.05
処理すべき可燃ごみ	(t/年)	-	-	1,817.70	1,817.70
ごみ排出量計	(t/年)	34,435.18	36,656.95	38,730.15	39,365.25
	(g/人/日)	763.28	781.88	822.75	828.57
集団回収	(t/年)	243.00	244.55	244.55	240.90
総ごみ量	(t/年)	34,678.18	36,901.50	38,974.70	39,606.15



その他:処理すべき可燃ごみ

図 3 - 2 - 1 将来ごみ量

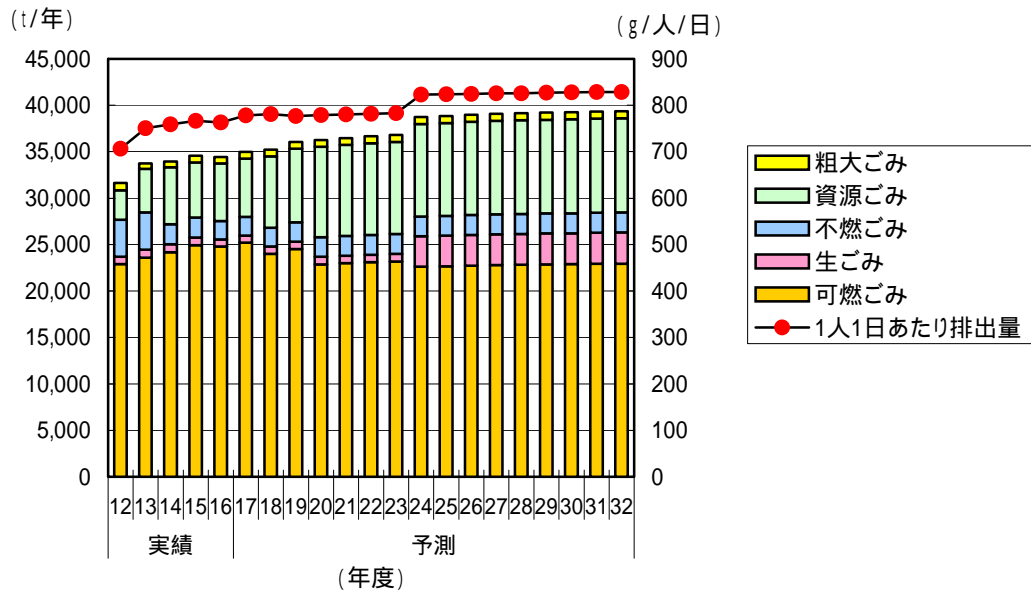


図 3 - 2 - 2 将来ごみ量

減量化・資源化の数値目標に関する将来量は、表 3-2-2 のとおりとなります。

資源ごみの分別促進、生ごみの資源化等の施策により、資源化率は目標を達成できます。しかし、人口の増加などにより、ごみ排出量の増加が見込まれるため、ごみ排出量および最終処分量については、目標が達成できていない状況です。そのため、ごみの発生抑制・排出抑制施策が必要となります。

表 3 - 2 - 2 排出量、資源化量、最終処分量

		H16 (実績)	22 (数値目標年)	24 (中間年)	32 (計画目標年)
1人1日排出量	(g/人/日)	763.22	781.88	822.75	828.57
平成16年度比	(%)	-	2.4%	7.8%	8.6%
資源化量	(t/年)	9,216.19	12,974.87	13,602.04	13,838.35
資源化率	(%)	26.6%	35.2%	34.9%	34.9%
最終処分量(埋立のみ)	(t/年)	1,953.04	2,061.23	2,077.64	2,113.60
最終処分率	(%)	5.6%	5.6%	5.3%	5.3%
最終処分量(委託処理含む)	(t/年)	3,296.09	3,246.71	2,077.64	2,113.60
最終処分率	(%)	9.5%	8.8%	5.3%	5.3%

資源化率、最終処分率：総ごみ量(ごみ排出量 + 集団回収量)に対する割合

平成 24 年度以降の資源化量、最終処分量は、熔融処理を行うと仮定した量

1人1日あたりのごみ排出量を5%削減するには、現状(平成16年度)に比べて、平成22年度には1人1日あたり約38gの減量が必要です。

住民1人1人の行動の積み重ねが、大きなごみの減量につながります。

《毎日の生活の中で出るごみの重さのめやす》



<参考> 1人1日あたりの排出量5%(約38g)削減を達成した場合の将来ごみ量

		H16 (実績)	22 (数値目標年)	24 (中間年)	32 (計画目標年)
人口	(人)	123,612	128,446	128,970	130,164
家庭系収集ごみ	(t/年)	24,725.92	24,403.90	24,520.70	24,794.45
家庭系直接搬入ごみ	(t/年)	984.15	974.55	974.55	981.85
家庭系拠点回収ごみ	(t/年)	3.00	7.30	7.30	7.30
事業系ごみ	(t/年)	8,722.11	8,646.85	8,676.05	8,712.55
処理すべき可燃ごみ	(t/年)	-	-	1,817.70	1,817.70
ごみ排出量計	(t/年)	34,435.18	34,032.60	35,996.30	36,313.85
	(g/人/日)	763.22	725.91	764.67	764.34
集団回収	(t/年)	243.00	244.55	244.55	240.90
総ごみ量	(t/年)	34,678.18	34,277.15	36,240.85	36,554.75

第3節 排出抑制計画

1. 排出抑制の目標

一般家庭から排出される廃棄物を、排出段階で抑制させることにより、廃棄物処理の効率化を推進するとともに、地域住民の環境に対する理解と認識を深めることを目標とします。

具体的には、ごみの発生を抑制したライフスタイルの構築や、住民、事業者によるごみの排出抑制に向けた効果的な施策を実施します。

2. 排出抑制・再資源化の方法

実施にあたっては住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図れる体制を整備することとします。排出抑制・再資源化の方法は、本組合および構成市町・住民・事業者において講ずべきものをそれぞれ定めることとします。

1) 組合および構成市町における方策

組合および構成市町における方策として、以下に掲げる事項について、随時検討し実施していくこととします。なお、施策の実施に際しては、地域の実情を考慮し、モデル地区等を設け、段階的に行っていくこととします。

(1) 教育・啓発活動の充実

住民・事業者に対して、ごみの減量化・再生利用・適切な出し方に関する啓発を徹底します。具体策は以下に示すとおりです。

減量化推進委員会を設けます。(市町)

学校・地域単位で副読本やビデオを活用し、社会意識を育てます。(市町)

ごみ処理施設の見学会を広い世代に開きます。(組合、市町)

ごみの出し方に関するパンフレット・カレンダーを配布します。(市町)

転入者に対しては、転入手続きの際に、職員が十分な説明を行います。(市町)

広報誌にごみ情報を掲載します。(組合、市町)

諸団体および町内会との継続的な話し合いの機会を作ります。(組合、市町)

ごみの減量月間を設けます。(組合、市町)

(2) 一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

具体策は、以下に示すとおりです。

事業者に対して、減量化計画の策定・指導を行います。特に、紙ごみについては徹底した減量化・資源化を指導します。(組合、市町)

計画処理区域内の全事業所について、事業ごみの排出と処理に関する実態調査を行います。(市町)

ごみの減量化に積極的に取り組んでいる事業所を広報等で紹介します。(組合、市町) (例：やいたエコ・オフィス認定制度等)

減量化が進まないときは、処理手数料の改定を検討します。(組合)

(3) 事業者との協力体制の構築

地域レベルでのワンウェイ容器や過剰包装の抑制を検討します。具体策は、以下に示すとおりです。

スーパー・小売店に対して、過剰包装の自粛やトレイ・ペットボトルの回収促進を呼びかけます。(市町)

適正処理困難物等は、回収協力店で引き取ってもらうよう徹底し、協力店へは一層の協力を呼びかけます。(市町)

(4) 行政による減量化・資源化、グリーン購入等の促進

行政による減量化・資源化、グリーン購入等の具体策は、以下に示すとおりです。

事務用品・コピー用紙等は、再生品・長期使用に耐えられる商品・資源として再生可能な商品を使用します。(組合、市町)

可能な限り、ものを無駄に消費しないよう努めます。(組合、市町)

庁舎内での古紙等の資源回収を推進し、減量化行動を実施します。(組合、市町)

公共施設内で空き缶・空きビンポストを設置し、回収に努めます。(市町)

事務手続きの簡素化・効率化を図ります。(組合、市町)

公共事業等においては、再生品や環境への負荷が少ない製品の使用に努めます。

(組合、市町) (例：再生トイレットペーパーの使用、ペットボトル製の作業着の使用など)

(5) 住民との協力体制の構築

住民主体で催されるリサイクル活動に対して、組合および市町が協力します。

具体策は、以下に示すとおりです。

集団回収の支援として、補助金の交付を行い、回収業者を確保します。また、集団回収が安定的に継続・推進できるよう、回収ルートを整備や回収業者への助成等の基盤整備を行います。(市町)

回収業者に関する情報を収集し、回収業者に情報を提供します。(組合、市町)

フリーマーケットの育成を推進し、協力・援助します。また、バザー等への場所・車・人員を提供します。(市町)

トレイ・牛乳パックなどの回収活動に対して、支援を行います。(組合、市町)

(6) その他

その他の具体策は、以下に示すとおりです。

廃棄物減量等推進員制度を確立させます。(市町)

不法投棄防止のための監視の強化を行います。(組合、市町)

2) 住民における方策

住民は、ごみの減量・その他の適切な処理に関して、本組合および各市町の施策に協力する責務があります。以下に示す具体策について、住民による積極的な取り組みが行われるように、行政は啓発していく必要があります。

ごみ排出時のマナーを厳守します。

過剰包装・使い捨て容器製品の購入を自粛します。

マイバッグ等を持参します。

ライフサイクルの長い製品・詰め替え商品・再生品を積極的に購入し、ものを大切に使うよう心がけます。

計画購入を実行します。

不要品交換会・ガレージセールを活用します。

集団回収へ積極的に参加します。また、参加するよう、近所への呼びかけを行います。

家庭用コンポスト等により、生ごみの堆肥化、減量化を推進します。

分別排出等の組合および市町が実施する減量化・再資源化の施策に協力します。

3) 事業者における方策

事業者は、事業活動に伴って生じるごみの排出抑制・再生利用等により、その減量に努めるとともに、ごみの減量・その他適切な処理の確保等に関して、本組合および各市町の施策に協力する責務があります。以下に示す具体策について、事業者による積極的な取り組みが行われるように、行政は啓発・指導していく必要があります。

事業活動に伴う廃棄物の自己処理を促進します。

事業所内での古紙回収・ビン・缶等の資源分別に努めます。

資源物は、事業者独自の資源化ルートの開拓、確保に努めます。

過剰包装・梱包材の使用を抑制します。

再生資源・再生品の積極的利用を図ります。

小売店においては、ビン・トレイの店頭回収に努めます。また、自動販売機の設置箇所には、回収ボックスを設置します。

買い換え時の引き取りや故障時の修理体制を充実させます。

多量排出事業者は、減量化計画書等を策定し、ごみの減量に対する意識を高めます。

第4節 資源化計画

1. 資源化の目標

本組合の資源化率は、住民の協力により、全国平均を上回っていますが、まだ資源化が十分でない品目の資源化を促進させることを目標とします。

具体的には、新たな分別収集の実施や、分別の強化を検討するとともに、事業系ごみの資源化に向けた施策についても実施します。

2. 資源化の方法

1) 家庭系ごみの資源化の推進

家庭系ごみの資源化に向けて、次の施策を実施します。

(1) 紙類の分別収集のさらなる徹底

現在、紙類は各市町で分別収集を行っていますが、依然として燃えるごみの中には紙類の割合が多くを占めています。したがって、収集回数の見直しや集団回収の強化を図り、紙類の分別収集がさらに徹底されるための施策を検討します。

(2) 生ごみの分別収集、資源化の検討・実施

現在、高根沢町以外では燃えるごみとして収集されている生ごみの分別収集、資源化の検討・実施を行い、将来整備する環境施設への負荷を低減するとともに、バイオマスエネルギーの有効利用を行います。

生ごみの分別収集、資源化の実施にあたっては、効率的かつ衛生的な収集運搬体制の構築とともに、収集した生ごみの資源化施設の整備についても検討します。

(3) プラスチック製容器包装の分別収集の検討・実施

現在、主に燃えるごみとして収集しているプラスチック製容器包装の資源化に向け、分別収集の検討・実施を行います。

プラスチック製容器包装の分別収集の実施にあたっては、効率的な収集運搬体制の構築とともに、収集したプラスチック製容器包装の資源化施設の整備についても検討します。

(4) 集団回収事業への継続支援

本組合のリサイクルに貢献している集団回収事業への支援を継続し、分別収集と併せて更なる資源化を推進します。また、容器包装類の回収など、回収品目の拡大についても検討を進めます。

2) 事業系ごみの資源化の推進

資源化が十分ではない事業系ごみの資源化の推進に向け、次の施策を実施します。

(1) 事業系ごみのリサイクル支援体制の整備

事業所から排出されるごみが適正に分別されるよう、排出方法の指導を行うとともに、分別排出された資源物について、資源化施設での受入体制の整備を検討します。

(2) 各種リサイクル法への対応

容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等の適正な運用を図り、循環資源の再生利用等の促進を図ります。

第5節 収集・運搬計画

1. 収集・運搬の目標

収集ルート・収集車両整備・収集人員および体制等については、従来の収集・運搬体制を基本とし、各市町が主体となり計画することとしますが。

また、新たに導入する分別収集計画や中間処理の方針を踏まえ、本組合圏域内における分別収集項目の統一を図り、合理的な収集体制を確立することを目標とします。

2. 収集・運搬の方法

1) 収集区域

本組合全域を計画収集区域とします。

2) 収集形態

本組合におけるごみの分別収集項目の統一は、各市町が、段階的に行うこととします。将来の分別収集項目は、表3-4-1に示すとおりです。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる紙類、布類については、引き続きこれらの団体による回収を推進することとします。

表3-5-1 将来のごみ分別収集区分

分類	品目	収集方法
可燃ごみ	燃えるごみ	ステーション
生ごみ	厨芥類	ステーション
資源ごみ	古紙類（新聞、雑誌、雑紙）	ステーション
	ダンボール	〃
	紙パック	〃
	プラスチック製容器包装	〃
	ペットボトル	〃
	トレイ	〃
	缶類	〃
	ビン類	〃
	古布・古着	拠点回収
不燃ごみ	金属・陶器・ガラス類	ステーション
	乾電池	〃
粗大ごみ	不燃性粗大ごみ	直接搬入または 戸別収集（有料）
	可燃性粗大ごみ	

3) 収集・運搬の方法

ごみの収集・運搬は、現在同様、各市町が主体となっていくこととします。なお、新たに導入する分別収集計画や本組合が行う中間処理の方針と整合を図る必要があることから、収集車両および人員の拡充など、収集体制の検討を行うこととします。

本組合が整備する中間処理施設への受け入れは、当面は従来どおり直営、委託、許可業者により、行っていくこととしますが、状況に応じ随時検討していくこととします。

また、収集車両の周辺環境への軽減するため、天然ガス車の導入等、車両の低公害化を推進します。

3. 重点施策の展開

1) 集積所の管理

(1) 集積所の設置数、位置等の適正化

近年は、集積所の設置に関する問い合わせや苦情等も増えています。必要により集積所の設置基準を見直し、設置数および設置位置の適正化に努めます。

(2) 集積所の利用指導

集積所の維持管理は利用者が行うこととなっていますが、各人の生活時間が不規則になり、集積所の利用やごみの排出方法に関する指導が行き渡りにくくなっています。そこで、地域と行政の連携のもとに、適切な排出方法に関して指導に努めます。

2) 関係機関との連携

(1) 高齢化社会等への対応

今後、高齢化社会が進むにつれて、集積所へのごみ出しに困難が生じることが予想されます。そこで、今後は高齢者や障害者等のごみの排出について、関係機関と情報を交換して検討していきます。

第6節 中間処理計画

1. 中間処理の目標

本組合では、ごみ搬入量の増加に対応するため、ごみ焼却施設の運転時間を 16 時間から 24 時間に変更して処理を行っていますが、施設の老朽化等からも、次期中間処理施設整備の方針を早急に決定しなければならない状況であり、現在、検討しています。

本組合圏域全体のごみ処理、資源化を行うため、統合的な更新施設の整備を図り、効率的で安全かつ安定した処理体制を確立することを目標とします。

2. 中間処理の方法

本組合では、将来的なごみ処理施設の整備方針を定めるため、ごみ処理検討委員会を設置し、協議・検討を重ねています。その結果、本組合のごみ処理に関しては、焼却方式、焼却 + 灰溶融、ガス化溶融のいずれかの採用が提案され、本組合では、新施設整備の実現に向けて、環境への負荷軽減、経済性などの観点から検討を実施しています。いずれの方式も、地域エネルギーとしての有効利用、ダイオキシン類の削減、経済性等において有効であると考えられ、本組合では、圏域内の可燃ごみの処理を更新する方針として施設を整備することとします。新設する施設は、ダイオキシン類などの発生抑制に努めた施設を整備し、適正な維持管理体制などの強化を図ることとします。

また、不燃ごみおよび粗大ごみの処理、資源化を行うリサイクル施設、生ごみの資源化を行う施設の整備についても検討を進めていきます。

1) 安定的かつ環境に配慮した処理体制の確保

(1) 適正な維持管理の徹底

既存施設の環境衛生センターでは、ごみの焼却処理や破碎選別処理による環境負荷を低減するとともに、施設の老朽化を抑えるため、定期整備に加え必要に応じた点検整備・補修等を行い、施設の長期的な利用に配慮した適切な運営に努めます。

2) 中間処理施設の計画的整備

(1) 環境施設

環境衛生センターは、稼働してから 15 年以上が経過しており、施設の老朽化が進み、処理能力の低下が課題となっています。

そこで、本組合では平成 24 年度の稼働を目指して、新たな環境施設の整備を目指します。施設整備にあたっては、次の考えを踏まえて、計画を進めていきます。

- ・環境と安全に配慮した施設とします。
- ・技術の進展等の動向に配慮しながら計画を進めます。
- ・地域に受け入れられる環境施設整備を目指します。

(2) 資源化施設

環境衛生センターでは、不燃ごみおよび粗大ごみの処理とともに、ビン類や一部の紙類の受入・処理を行っていますが、稼働後約10年が経過していることや新たな資源化に向けた対応が必要となっています。

そこで、本組合では環境施設の整備と併せて資源化施設の整備に向けた検討を行います。

(3) 生ごみ資源化施設


現在、本組合の中では、高根沢町で生ごみの分別収集、資源化が行われていますが、それ以外の市町では実施されていません。

生ごみの資源化は、国でもバイオマス・ニッポン総合戦略事業が行われていることや、本組合で新たに整備する環境施設への負荷を低減させるためにも、生ごみの分別収集を実施し、新たな生ごみ資源化施設の整備に向けた検討を行います。

3) 整備スケジュール

本組合の中間処理施設の整備スケジュールは、表3-6-1のとおりです。

表3-6-1 整備スケジュール

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25
塩谷広域環境衛生センター								
焼却施設							廃止	
粗大ごみ施設							廃止	
新規環境施設								
環境施設	調査・計画・設計			建設工事			稼働	
資源化施設	調査・計画・設計			建設工事			稼働	
生ごみ資源化施設	調査・計画・設計			建設工事			稼働	

第7節 最終処分計画

1. 最終処分の目標

排出段階および中間処理段階での減容化に努めるとともに、安定した最終処分体制の整備を図ることを目標とします。

2. 最終処分の方法

現在、本組合から発生する中間処理後の焼却残渣および不燃残渣は、委託して最終処分を行っています。組合圏域内での最終処分場用地の確保等については難航していることから、当面の間は、従来の最終処分体制を基本とした処分を行うこととしますが、減容化・無害化・安定化を基本とした地域住民との合意形成が可能となる計画を立案し、組合内に、長期的な埋立が可能な最終処分場の整備を検討します。

3. 最終処分量削減に向けた取り組み

最終処分量の削減目標を達成するための取り組みを示します。

1) ごみの減量化・資源化の推進

最終処分量を削減するためには、中間処理施設等での対応も重要ですが、まず、上流部分であるごみの減量化や資源化を推進することで、中間処理を行う量を減少させることが重要です。したがって、排出抑制計画や資源化計画で示している各種施策を推進することにより、最終処分量の削減を目指します。

2) 埋立物の資源化の検討

現在、環境衛生センターから発生する焼却残渣の一部は民間施設で熔融処理を行い、資源化を行っています。

今後も、発生する焼却残渣や粗大ごみ処理施設から発生する残渣の有効利用に向けた検討を継続するとともに、新規環境施設の整備にあたっては、最終処分量を削減できる処理方式を選択するなど、埋立物の資源化に向けた検討を行います。

第 8 節 関連施策

1．危機管理体制の整備

災害や事故の発生等により、一時的に組合内でのごみ処理が不可能となった場合に備えて、近隣市町村との連携を検討し、危機管理体制を整備していく必要があります。

また、大規模な地震や水害等の災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制を整備しておく必要があります。

2．不法投棄対策

不法投棄は、良好な地域環境を保全するうえで、憂慮される状況となっています。不法投棄防止巡回パトロールの実施や、ごみの適正処理について、住民および事業者の啓発を行うとともに、警察機関や地域住民と連携を図って不法投棄の監視体制を強化していきます。

3．適正処理困難物の処理

適正処理が困難な廃棄物について、事業者による引き取りシステムの形成を関係業界に要請していきます。

第9節 計画の推進

1. 住民・事業者・行政の連携

ごみ処理に関する計画や施策を効果的かつ円滑に推進し、循環型社会の実現を目指すためには、住民・事業者・行政（各市町および組合）がそれぞれ共通認識にたって、相互の理解と協力のもと役割分担を図ることが求められます。

住民・事業者・行政（各市町および組合）それぞれの責務や役割分担のあり方を考え、環境にやさしいまちづくりを促進するためには、相互に連携して取り組む体制づくりを推進していく必要があります。

住民・事業者・行政の基本となる役割と責務

住民の役割と責務	事業者の役割と責務	行政の役割と責務
<ul style="list-style-type: none"> 従来ライフスタイルを見直し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を意識し、環境に配慮した生活を実践します。 ごみの分別ルールを守り、排出マナーを向上させます。 不要品交換会・ガレージセール等のごみの減量、リサイクル活動に積極的に参加します。 懇談会やシンポジウム等の地域活動に積極的に参加します。 行政や事業者が発信するごみやリサイクルに関する情報を積極的に入手します。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみを自らの責任で適正に処理する事業者の自己処理責任の原則を徹底します。 減量化計画書や環境報告書等を策定し、ごみの減量や環境に対する意識を高めます。 各種リサイクル法に従い、循環資源の再生利用等の促進を図ります。 排出したごみの適正な処理費用を負担します。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化・資源化に向けた各種施策を実施します。 事業者による減量・資源化活動の取り組みが実施されるよう、事業者に働きかけを行います。 地域に受け入れられる環境施設整備を実施します。 国や県、近隣自治体とも連携し、循環型社会の実現に向けたごみ処理システムの整備、不法投棄対策など、各種施策を推進します。 地域住民、保健委員などとの連携を強化し、各種施策を円滑に推進します。

2．計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各種施策が適切に実施されているかチェックを行うなどの進行管理を行うとともに、事業効果などを的確に評価できる体制づくりを進めます。

1) 進行管理体制の確立

ごみ処理に関する計画や施策の推進状況を確認する機関（委員会）を中心とした管理体制を確立し、進行状況の把握や評価を行います。

2) 進行状況の評価

計画の進行状況进行评估するため、基本計画に基づく具体的な施策の実施状況や具体的な数値目標の達成状況などを評価し、課題をまとめます。

3) 進行状況の公表

整理された現状と課題については、広く住民や事業者に公表します。